

2011 年度

秦漢時代の農業と国家

指導教授

飯尾秀幸 先生

研究科

文学研究科

専攻

歴史学専攻

氏名

膳 智之

秦漢時代の農業と国家(目次)

序	(1)
第1章. 中国古代の農事記-農繁期と作物の推移	(11)
はじめに	(11)
1. 中国古代の農事記	(12)
2. 農書・月令と農事スケジュール	(18)
3. 五穀利用時期の比定	(27)
小結	(35)
第2章. 『呂氏春秋』に看る畝制と農業経営規模について	(43)
はじめに	(43)
1. 『呂氏春秋』上農篇・任地篇訳釈	(45)
2. 畝制と農業生産力	(56)
(1) 畝制の変化	(56)
(2) 牛犁耕と鉄器について	(59)
(3) 小規模経営農民の生産力	(66)
小結	(69)
第3章. 『鹽鐵論』にみる農業政策論	(75)
はじめに	(75)
1. 鹽鐵會議への経緯	(76)
2. 『鹽鐵論』の農業観	(82)
3. 『鹽鐵論』の農業政策	(91)
小結「放利於末」	(94)
結語	(101)
表1. 農事記・利用作物スケジュール表	
表2. 先秦・秦漢時代の農業経営規模	
表3. 畝歩数と生産力表	

秦漢時代の農業と国家

序

一般に我々が「中国」と呼称する地理概念上の範囲に於いては、現在の中華人民共和国に至る迄、歴史的に常に人口比率上その圧倒的多数を農民、もしくは農業従事者が占めて来た。この点に於いて、近年の目覚ましい経済的発展を経てもなお変わる所がない。従って、その古代に遡ってこの地域を研究する者にとっての大きな関心もまたこれら農民、農業従事者に対して払われて来たと言っても過言ではない。そして同時に、これら農民は経営規模の点で、少人数かつ小規模なものがその大多数を占め続けてきたという事が古代以来中国の際立った特徴の一つになっている。そして、こうした少人数かつ小規模な経営規模に基づいた農民の像が明らかになってくるのは戦国期以降である。

「百畝の田、匹夫之を耕す。八口の家、飢うる無く以て足る」(『孟子』尽心章上篇)

「一夫五口を挟し、田を治むこと百畝、歳収は畝に一石半、粟を為すこと百五十石。十一之税をもつて十五石を除す。余すこと百三十一石、食すこと人ごとに一石半、五人終歳粟九十石を為す。余四十五石あり。石ごとに三十を為して銭千三百五十、社閭嘗新春秋之祀、用銭三百、余すこと千五十。衣、人ごとに銭三百を用い、五人終歳に千五百を用う。足らざること四百五十。」(『漢書』卷二十四上・食貨志李悝条)

以上の様な記述の是非、そしてそういった経営の規模が存立し得たか否かをめぐって、中国古代史は様々な視座からの研究を加えられてきた。こうした小規模な自営農民が析出されてくるという事はすなわち、それ以前に存在した氏族制・血族的所有形態に基づいたより大規模な経営から、より個別細分化された個々の戸あるいはより小規模な家族を単位とした生産・消費が可能になった所作と考えられるからである。特に中国に於いては、こうした小経営農民を「個体農民」と呼称してそれ以前の集団協業を伴う「集体農民」と対置しており、個体農民の出現を背景として地主的な大土地所有の形成が存立するものと考え、これ以降を封建社会と位置づけている事もあって重視されている⁽¹⁾。それはこうした個体農民、あるいは小規模経営の出現は、氏族・血族的関連性を媒介とした邑内共同体内部の解体を前提としているからであり、それに伴う私有・占有の成立、または共同的な所有が戸あるいは家族を単位とした所有によって交代される事を意味しているからでもある⁽²⁾。もちろん、この前提としてこうした小規模な農業経営が存立し得るだけの技術的・生産的背景がなければならず、その意味ではこうした議論に先立ってその経営が存立し得ただけの前提条件を、まず生産力や生産技術の分野に見いださなければならないからである。

そして中国古代史研究の分野に於いて、最初に生産力及び生産技術の発展をその時代的変革の背景と位置づけた研究は、陶季聖『中国封建社会史』(1929、邦訳は田中忠夫「支那封建社会史」東洋 33・1・2・5・6・7、1931 および野原四郎『支那封建社会史』四海書房、1931)である。同書は春秋戦国期の封建制度解体と秦漢統一国家の成立過程を鉄器・牛耕・灌漑利用による生産力向上によって説明づけた。この諸要素のうち、灌漑についての議論を継承したのはウィットフォーゲルであり、"Teorie

der orientalischen Gesellschaft”(1938,邦訳は平野義太郎・森谷『東洋的社会の理論』日本評論、1939)や”Oriental Despotism・A Comparative Study of Total Power”(1959、邦訳はアジア経済研究所『東洋的専制主義・全体主義権力の比較研究』論争社、1961)に於ける大規模治水灌漑施設、及びそれを建設・維持可能とする専制権力の形成が必然・必要であったとする視点が提示される。しかしこの「専制権力の形成が必然」とした議論は、灌漑と専制権力の存立を等記号で取り扱うなどの点、そして何よりも爾後二千年來の中国史を「停滞」と看做す、所謂アジア的停滞性論を補強・強化するものとして批判を受ける事となった。この点、特に共同体理論の面から批判を加えたものとして横川次郎「支那に於ける農村共同体とその遺制について」(「経済評論」2-7、1935)・清水盛光『支那社会の研究』(岩波書店、1939)が知られているが、特に農業技術の点から批判を加える形で発表されたのが佐藤晴生「支那経済史に於ける灌漑」(満鐵調査月報 20-4、1940)や村上捨己「北支農業生産力の展開に関する若干の考察」(満鐵調査月報 20-8、1940)、西山武一「河北旱地農法考」(東亜新報、1944のち『アジア的農法と農業社会』東大出版会、1969 所載)等である。これらは華北地域に於ける旱地農法や役畜農法の成立を挙げ、ウィットフォーゲルの挙げる如き専制権力を俟たずともより小規模な灌漑や、天水農法によって所謂華北旱地農法と呼ばれる農業生産が成立し得た事を挙げている。

こうした経緯を受け、引き続いて農業技術面、ことに華北旱地農法の成立に関する研究として大島利一「汜勝之書について」(東洋学報 15-3、1946)・天野元之助「『齐民要術』と旱地農法」(社会経済史学 15-3・4 合併号、1949)・「代田と区田—漢代農業技術考」(松山商大『社会科学の諸研究』1950)・「中国農業技術史上の若干の問題」(東洋史研究 11-5・6

合併号、1952)・「中国古代史家の諸説を評す」(歴史学研究 180、1955)・
「春秋戦国時代の農業とその社会構造—華北農業の展開過程」(松山商大
論集 7-3・4、1956・1957)・「春秋戦国時代における農業の発達」(歴史教
育 9-4、1961)・「中国古代農業の展開—華北農業の形成過程」(東方学報
30、1953)・『中国農業史研究』(御茶の水書房、1962)、西嶋定生「古代
国家の権力構造」(歴史学研究会 1950 年度大会報告『国家権力の諸段
階』)・「代田法の新解釈」(野村博士還暦記念論文集『封建制と資本制』
所収、1956)・「秦漢時代の農学」(『古代史講座』第 8 卷所収、学生社、
1963)、西山武一「斉民要術の農学」(『校訂訳注斉民要術』上・東大出
版会、1957)・「アジア農業の源流」(アジア経済 6-3、1965)、伊藤徳男
「代田法の一考察」(史学雑誌 69-11、1960)、米田賢次郎「趙過の代田
法—特に犁の性格を中心として—」(史泉 27・28 合併号、1963)、熊代
幸雄『比較農法論』(御茶の水書房、1969)等が次々と発表された。

特にこうした華北旱地農法の発展の意義を大きく捉えたのが、西嶋定
生氏である⁽³⁾。氏はここに華北旱地農法の発展による生産の向上と、耕
地面積の拡大を前提として「一面においては族的結合の解体を促進して
家父長的小型家族を析出するとともに、他面においてはこれら家父長
的小型家族を支配し、その構成員を直接に把握しようとする中央集権的君
主制が形成されるのである」(「中国経済史研究」所載「中国古代農業の
展開過程」と指摘し、基本的な生産関係と国家との相互規定関係を示し
た⁽⁴⁾。

これに対して増淵龍夫氏は「中国古代の社会と国家」(弘文堂 1960)⁽⁵⁾
で任侠的習俗に基づいた人的結合と、これを基盤とした共同体的関係の
創出が個別人身支配に於ける君主・皇帝権力を支え、この関係性の中で
の官僚から豪族への転化と山林藪澤と商工業・公田を背景とした皇帝権

力の経済的基盤を想定し、「中国古代国家の構造」(『古代史講座』4、学生社、1962)では豪族の規制力を介在した皇帝権力の浸透を想定した。これに対して堀敏一氏は「中国古代史と共同体の問題」(『駿台史学』27、1970)で氏族共同体崩壊後、自律的な再編が未了であった民間秩序にたいして国家が他律的にその維持を図り、機能の代替・収斂を行うものと主張し⁽⁶⁾、多田狷介氏は「中国古代研究覚書」(『史艸』12、1971)において秦漢時代の共同体内部での個別経営が未成熟で、土地に対する占有にとどまったとの前提から、そうした未成熟な共同体に対して、共同体機能を専制国家が掌握しようとする事ではじめてその支配が存立しえた点を指摘する⁽⁷⁾。こうした議論を前提として、谷川道雄『中国中世社会と共同体』(1976)では国家と編戸の民を「国家共同体」の成員であり同時にその支配と制約を受けるものとし、「自営農民と国家の共同体的関係」(『名大東洋史研究報告』6,1980)で勸農政策を通じた小農民経営と国家の共同体的性格に言及し、再編された自立小農民の「里」共同体こそが統一国家の基盤であると規定した⁽⁸⁾。以降も、出土簡牘の条文等を通じて、国家と共同体そして個々個別の小農民の関係に迫る研究が多数発表されているが、小経営そのものの基礎的な成立条件としての、農業技術に関わる議論は久しく取り扱われていない、もしくは上に挙げた諸研究の段階以降とみに減少しつつある⁽⁹⁾。

そこで本論文では、『汜勝之書』・『四民月令』・『呂氏春秋』上農以下四篇等、前後同時代の農書及び農事記の記述を手掛かりとして、小規模な経営規模そのものが存立しうる前提条件としての農業技術的背景を明らかにし、同時に同時期に於ける国家の農業観・農業政策観について『鹽鐵論』を取り上げる事で、これらに対する国政の側からの介在の有り様を再検討してみたいと考えるものである。

序・注釈

(1) 侯外廬『中国古代社会史論』(人民出版社 1955、邦訳は太田幸男・飯尾秀幸・岡田功で同題、名著刊行会、1997)では中国古代の社会全般について血縁的・氏族的な紐帯の強力な制約と、これへの依存がみられる特質を挙げる。こうした氏族的制約は春秋・戦国期にかけ解体され、「皇帝を最高の地主とする」秦漢に於ける国家的土地所有に基づく封建制(封建的土地国有制)が成立したものと同著では考えており、また同時にこの「封建」と西洋の封建制(フューダリズム)と相対的に区別されるべきものとして「過去に存在した一つの氏族共同体的関係が、中国の家族組織の歴史の中に浸透していたからである」(邦訳 410 頁)と述べている。

(2) 自営農民、あるいは「個体農民」はそれ以前に存在した氏族制、或は大家族制下よりもより個別細分化された個々の戸、或はより小規模な家族を単位とした生産・消費が可能になって初めて形成される。我が国では堀敏一氏がこれに準じた見解(「中国古代史と共同体の問題」、『駿台史学』27、1970)を示している。他にこうした問題を取り上げた研究として代表的なものに仁井田陞『中国の農村家族』(東大出版会 1952)、志水盛光『支那家族の構造』(岩波書店 1942)、牧野巽『支那家族研究』(生活社 1944)、守屋美都雄『中国古代の家族と国家』(東洋史研究会 1968)、佐竹靖彦「中国古代の家族と家族的社会秩序」(「東京都立大学人文学部人文学報」141、1980)、堀敏一「中国古代の家と戸」(『明治大学人文科学研究所紀要』27、1989)などがあり、牧野・守屋説は小家族構成、宇都宮説では三族制家族、清水説では上流階級の大家族を想定している。佐竹説では戦国以降核家族、後漢の豪族による三族の増加を想定する。また飯尾秀幸「中国古代の家族研究をめぐる諸問題」(佐々木潤之介・原秀三郎編『歴史における家族と共同体』青木書店、1992)では睡虎地秦

簡・江陵鳳凰山漢簡「鄭里廩簿」等を手掛かりに、前漢初期段階でもなお経済単位或は生産・所有単位としての家族が普遍的に成立していない点を指摘している。同氏によれば、鉄器牛耕の進展に伴って豪族の家族が経済的単位として成立し、これが里内の他の家族の分化・経済単位化を促すのは前漢後期以降となる。

(3)氏は当初、『国家権力の諸段階』（岩波書店 1950、1950 年度歴研大会報告）において仮作・小作形態経営による大土地所有も豪族の奴隷所有に基づく特殊奴隷制的土地所有であるとし、国家もまた家父長的家内奴隷所有者であると規定していた。

(4)同氏は更に『中国古代帝国の形成と構造』（東大出版界 1961）で氏族制の解体以降自律性を失った共同体的秩序が爵制を通じて皇帝権力によって維持されたものと考え、端的には民爵を通じた里内秩序の再構成を図ったものとしている。このように同氏の想定した国家・小農民間の関係性を重視し、豪族層についてはあくまでも官吏として国家権力の浸透を媒介したものと捉えている。

(5)堀氏は西嶋氏が新県の開発・設置によって共同体の解体を他律的に遂行したと見なすのに対して、新県以外の実施に際して共同体の側の自律的解体に基づく受容がみられた事を指摘している。同「中国古代の土地政策と身分制支配」（『駿台史学』50、1980）は「農民的小経営の自立性と土地所有権の確立の程度については問題がある。戦国時代に山林池澤の掌握・独占、土地開墾や水利事業等を通じて生産力上昇に大きな役割を果たしたのは、群小旧族首長層を打倒して権力を集中してきた専制君主権力であって、農民はその権力下に編成されざるをえない体制が形づくられるからである。したがって農民の土地所有も、絶対排他的な近代的所有でないことはいうまでもないが、その土地の上におよぶ専制国家

の権利を否定できないであろうと思われる」と述べる。他に好並隆司「前漢帝国の二重構造と時代規定」（『歴史学研究』三七五、一九七一）ではこの「賜男子級一爵」を「家長・長男に限定せずすべての男子におよぶもの」とする西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』説に対して、賜爵時に「孤独」や「自存能わざるもの」には代わって粟米が賜与される規定が存在する事から「家長・長男ならびにそれに準ずる」成年者を指すとしている。好並氏はここで本来爵は戸・戸主に対してこそ与えられ、天子と家父長家族の間に成立しうる支配関係を想定している。

(5)一方、川勝義雄「漢末のレジスタンス運動」（『東洋史研究』25巻4号、1967）では里内での階層分化と豪族の成長により、一般農民がその兼併の対象として里内の共同体的性格が損なわれる事実関係を挙げた。また飯尾秀幸「中国古代における国家と共同体」（『歴史学研究』547、1985）では秦律の規定における里典の役割、田牛や鉄器農具の取り扱いや税徴集・労働力徴集が里郷のレベルで行われていた事に注目し、里典・老と里民間に於ける一般的関係の成立と、こうした共同体諸関係を背景とした国家支配を想定し、「中国古代国家における在地支配機構成立の一側面-睡虎地秦簡の嗇夫を巡って」（池田温編『中国礼法と日本律令』東方書店 1992）では嗇夫がより以前の共同体に起源を求めうるものであった点から、父老・典等の在地役人をそれ以前の共同体以来の機能として官職制に取り入れられ残されたものとみなす。ここで言う新たな首長層とは、所謂新しい共同体における、指導的な役割を通じて形成される。総体的奴隷制の進行した段階での直接的搾取層であり、ここでは豪族的経営やその萌芽にその類型を求める事が出来る。

(7) また多田氏は「<後漢ないし魏晋期以降中国中世>説をめぐって」（『歴史学研究』422,1975）で里共同体における父老層と一般成員の関係

をより以前の共同体における関係を引き継いだものとしつつ、その背景として「基本的には私的所有達成の度合いに差が生じていた」点を指摘している。これはより国家と共同体の関係性を重視したものである。飯尾秀幸「中国古代における国家と共同体」(歴史学研究 547、1985)は秦律の分析に基づいて、県下における労働力徴発や徴税、田牛や鉄器の使用に関して里典・老の権限が前提とされていた事から、里典・老と里民間に於ける共同体的基本関係を想定している。

(8) 原秀三郎「アジア的生産様式論批判序説」(『歴史評論』227号・1973) 吉田晶『日本古代社会構成史論』(東大出版会・1968)「古代国家論」(『講座日本史』1、東大出版会 1970)『日本古代国家成立史論』(同・1973)「アジア的共同体と古代専制国家—日本古代専制国家再検討のための覚書—」(『歴史学研究』422・1974) や大塚久雄『共同体の基礎理論』(岩波書店 1955) 石母田正氏『日本の古代国家』(岩波書店 1971)等を参照し、特に吉田氏の指摘する様に氏族機関の克服に「根強い残存」を示したがその再編を前提としていた点、並びに石母田氏の提示した在地首長層の権力及び生産関係での基礎が、国家成立後の下部構造への転化を為し得た点に鑑み、特に再編後も直接的搾取を伴いつつ氏族的関係を必ずしも不可欠としない点において、秦漢の直面した課題に相似した問題を提起している。

(9) たとえば小農民・小経営の成立について継続的に取り上げている研究者として渡邊信一郎氏があり、同氏の「『呂氏春秋』上農篇蠡測」(『中国古代国家の思想構造・専制国家とイデオロギー』校倉書房、1994)・「荀子の国家論」(『中国古代社会論』青木書店、1986)では分業に基づく政治的社会編制の進展を説いている他、佐竹靖彦『中国古代の田制と邑制』(岩波書店、2006)では、青川田律や銀雀山竹書・田法を手掛かりとして、

農業生産効率の向上と地積の変化との相関性を示しているが、農業生産率の向上理由については依然として鉄器牛耕や年一作方式の普及にのみ置いており、甚だ疑問と言わざるを得ない。

第1章. 中国古代の農事記-農繁期と作物の推移

はじめに

1. 中国古代の農事記
2. 農書・月令と農事スケジュール
3. 五穀利用時期の比定

小結

表1. 農事記・利用作物スケジュール表

はじめに

所謂戦国から秦漢統一帝国成立の過程を説明するにあたって、その背景としての大きな社会的変化すなわち社会編成・構成単位の変化が伴われたこと、或はこれらの変化によって社会的な変化が惹起されたものとの視点から、中国古代史の分野では様々な説明が行われてきた⁽¹⁾。特に農業に関わる分野に於いては、個々の農業従事者に於ける生産・経営の有り様へと踏み込む事で、その実態とともに農村内部における構造の変化がどのように展開したのかを明らかにすべく、様々な研究がなされて来ている⁽²⁾。

こうした中国古代の農業内容に関わる研究の分野では、技術論的な方面から掘り下げたものが多く、特にハード面というべき鉄器農具や牛犁耕の普及に関わる問題や作畝法を対象とした議論は現在に於いても盛んである⁽³⁾。その一方で、ソフト面にあたる作物内容に関わる研究は近年減少し、特にその作物内容やスケジュールについて詳述した当時の「農書」それ自体を取り上げた比較研究は西嶋定生氏・守屋美都男氏らによって行われて以来、それぞれ個別の資料として取り扱われるか、若しくは記事引用されるに留まっておりこれらを直接的に対象とした研究はほ

とんど行われていない⁽⁴⁾。また同様に、農事暦について取り上げた月令等の資料について、これを農書等と比較する試みは久しく行われていない。

そこで本章では特に、近年出土した敦煌縣泉置『四時月令』と共に『呂氏春秋』十二紀と上農以下四篇、『礼記』十二紀・敦煌縣泉置『四時月令』・『四民月令』等との比較を通じてその作付け・収穫スケジュール、そこから比定しうる主要な作付け対象穀物を考えてみたい⁽⁵⁾。

1. 中国古代の農事記

本章で農事記として取り扱う、農書及び月令は以下の八件である。

- a. 『呂氏春秋』十二紀
- b. 『呂氏春秋』上農以下四篇
- c. 張家山漢簡『二年律令』
- d. 『礼記』十二紀
- e. 『淮南子』時則訓
- f. 『汜勝之書』
- g. 敦煌縣泉置『四時月令』
- h. 『四民月令』

以上のうち、主に農書として取り扱われるものは b. 『呂氏春秋』上農以下四篇・f. 『汜勝之書』・h. 『四民月令』の三点であり、a. 『呂氏春秋』十二紀・d. 『礼記』十二紀・e. 『淮南子』時則訓・g. 敦煌縣泉置『四時月令』の四点は月令である。また例外として c. 張家山漢簡『二年律令』は法律書であるが、農事曆的な内容を含む条文が睡虎地秦簡や秦律十八種と同様に多く、またこれらと比較して時日を陰曆で明確に示している点、

また成立時期が明確な点から引用した^(六)。

本節ではこれら本章で取り扱う農書・月令についてそれぞれの成立と特徴を概観しておきたい。

農書

中国古代の代表的な「農書」、則ち農業技術について詳述された著作の成立は古く、所謂諸子百家中にも「農家」として許行の学派が存在していた事が『孟子』滕文公に「神農の言を為むる者に許行あり、楚自り滕に之く」と記述されている。また後述する『漢書』藝文志にも農書として「神農」を挙げて「六國の時、諸子農業に於いて時に怠りあるを疾む。耕農の事を道いて之を神農に託す」と記載され、同「野王」の箇所にも「六國の時、齊・楚の間に在り」との記載が見える。こうした点からも、六國時(戦国期)、少なくとも孟子前後の時代には農業技術について指導的な農家の門派が存在し、またその技術を記した農書も成立していた事が明らかである。

また、統一前の秦に於ける相國・呂不韋が編纂させた『呂氏春秋』は十二紀(六十八篇)・八覽(六十三篇)・六論(三十六篇)からなる網羅的な百科全書的著作であるが、その第六論「土容論」六篇中の四篇「上農・任地・辯土・審時」は特に上農以下四篇とも呼ばれ、表題の「農を上(たとふ)」「地に任ず」「土を辯ず」「時を審やかにす」が示すようにそれぞれ篤農・土地利用・土壌処理・農事時則を取り扱っている。そのため上農以下四篇については、独立した著作ではないものの先秦期に於ける最もまとまった「農書」であり、かつ農家の流れを汲む者によって編纂された部分であると看做されている。その特徴としては、比較的小規模な戸別の経営を、非常に集約された手労働農法で効率的に運用しようとする

る点にあり、当時の社会構成単位が共同作業から戸毎個別のものに移行しつつあった点の現れとも、そうした戸ごとの編成単位を重視した当時の施策に則った、「官府の農学」である事を示すものとも看做されている(7)。

そしてこうした「農書」について、『漢書』藝文志中では「神農・野老十七篇・宰氏十七篇・董安國・尹都尉十四篇・趙氏五篇・汜勝之十八篇・王氏六篇・蔡葵一篇」と九種の「農書」が前漢時代に存在していた事が記述されている。但し、これらのうち佚文が現存しその記述内容が再現されているのは『汜勝之書』一種に留まり、他は全て散逸してしまっている(8)。

この『汜勝之書』は『漢書』藝文志に「成帝時為議郎」とされる汜勝(汜勝之)の手になる農書である。班固が『漢書』藝文志執筆時に参照したとされるものに、劉向の『別録』が存在するがこれは唐代に散逸している。散逸前にこれを参照しえた顔師古の『漢書』藝文志注では汜勝之(汜勝)について

「使して田を三輔に教う。田を好くする者これを師とす。徙りて御史となる」と記述しており、ここでは汜勝之(汜勝)が中原・三輔地域で農政指導に当たっていた官僚であると説明している。『汜勝之書』原著は十八篇二巻。これも早期に散逸し、主に『齊民要術』等に所引された記事から現在三千余字の体裁で復原されている。その性格として、耕作・播種・収穫に関して非常に経験的・実践的かつ詳細な内容であり、恐らくは農政指導官としての汜勝之の実経験に裏打ちされたものであろうと推定されており、その基礎を比較的狭い農地での保湿・土壌管理と集約的な農法に置いている。こうした点から、本書もまた当時一般的な小規模経営をその対象としたものであろうと考えられている。

以上の様に秦の統一前に編纂された『呂氏春秋』上農以下四篇、前漢後期の『汜勝之書』に続き、後漢時代の農書として現存するのが『四民月令』である。本書も『汜勝之書』と同様に早くに散逸し、諸書に引用された部分から輯本の体裁で再現されたものであるが、表題の「月令」則ち年中行事・農事記としてほぼ完全な形態を留めており、農書としてのみならず「四民(士・農・工・商)」殊に著者・崔寔の出自である地方豪族の生活内容についての資料として多くの研究に用いられている。崔寔は河北の豪族出身者で五原や遼東の太守といった北方辺境の行政官を歴任している点から、その記述の対象は豪族的な大規模経営であり、また対象とした地域についても河北地域に限られているのではないかといった指摘もなされている。但しその農業技術内容についての記載は豊富かつ合理的であり、特に「月令」の体裁で作付け・収穫、そして糶・糴(うるよねす・かいよねす)といった形で農作物の売り出し・買い入れ時期をそれぞれ指示している点からも、漢代の農業経営について詳述した農書として位置づけられている。一方で、前述の二書と比較すれば決して自ら耕作に従事する事のない大規模な豪族的経営者としての立場から記述がなされている点には注意すべきであろう⁽⁹⁾。

月令

「月令」とは後述する『礼記』月令篇を語源とする、本来は「礼」的な規範に基づいて年中の気候推移とそれに伴う諸行事(祭祀・人事任免や各種行政措置)を示したものである。こうした諸行事の中に禁止事項、或は勸奨事項として民間への規制や農耕への指示も見られ、規範的・概念的な「主四時(四時＝四季をつかさどる)」事を目的としただけでなく具体的・実態的な季節毎の指示・掌管事項をも示したものと考えられている。

る。そのより古い形態として『大戴礼記』夏小正(夏の時代に編纂された曆であるとされる)や『詩経』豳風・七月で断片的に取り扱われた部分もあるが、戦国期以降にその実用的・実態的側面を備えて編まれたものは『呂氏春秋』十二紀を嚆矢とする⁽¹⁰⁾。

『呂氏春秋』十二紀はその著述全体の冒頭から、前半部分に掛け六十八篇に及んでいる。春夏秋冬の各季節を孟・仲・季の三つに分けて区分し、それぞれの月に為すべき事項を記述している。『呂氏春秋』の書名自体この十二紀が春夏秋冬について記述する点から命名されており、次章で示す様に季節が明示されていない上農以下四篇の記述とも合致し、その農事スケジュールを比定出来る点からも単に網羅的に四時毎の記事を配列したものではなく、実態的事項をも内含した体系的な「月令」の端緒ともいえよう⁽¹¹⁾。

続く『礼記』月令篇はその記述の多くを『呂氏春秋』と合致させており、その十二紀を所引・転載して成立したものと考えられている。これは『礼記』自体がその原型を『漢書』藝文志が挙げる『記』「百三十一篇、七十は(孔)子後の学者の記す所なり」に置きつつも、ここから前漢の戴徳が八十五篇に編纂した『大戴礼記』、その甥である戴聖が更に『礼記(小戴礼記)』を編纂した事に起因しており、後者が漢代を通じて一般に行われる様になった経緯に由来している。このため既に注釈が施された後漢代には既に『呂氏春秋』十二紀を原型としたものと看做されているものの、より儒家的な傾向と漢代に於いて受容された実態的普遍性とを備えているものと考えてよい⁽¹²⁾。

『淮南子』時則訓は同書の天文訓と共に月令を記した部分であり、その体裁は先行する『呂氏春秋』十二紀・『礼記』月令にほぼ合致する。『淮南子』は前官時代に淮南王劉安が編纂させた思想書であるが、天文・地

理・人事の広い分野に及ぶその内容はむしろ百科全書として取り扱われている。これは『漢書』藝文志が内(篇)二十一篇・外(篇)三十三篇と挙げるうちの内篇二十一篇しか遺されていない事にも起因しよう⁽¹³⁾。

最後に敦煌縣泉置『四時月令』は1990～1992年に掛けて発掘調査された、甘肅省敦煌郊外60キロの敦煌縣泉置にある漢代の宿駅遺跡における扁書(=壁書、公的伝達文として掲示されたもの)として発見された。末尾に大書された「使者和中所督察詔書四時月令五十条」が正式な名称とみられ、冒頭に

「大皇太后詔して曰く。往者陰陽調わず風雨時ならず。降農自ら安んじ董(勤)めて勞を作さず、是を以て数び災害を被る…」

として、ついでに「敬んで民時を授け」、「耕種を勧め」るべく「歳ごとに分かつ所の部・各郡に行う」べく、前漢平帝元始5(紀元5)年5月に当時臨朝していた大皇太后から『四時月令』を伝達せしめた旨が記載されている。この伝達は全国の郡毎の太守以下行政官に宛てられており、直接一般農民に対して行われた布告ではない。また全国に対して画一的に行われた性格上、出土地である敦煌郡の農業実態に必ずしも合致したものであるとは考え難い。但し先行する『呂氏春秋』十二紀・『礼記』月令と内容的に重なる記述が多く、こうした月令・時令が長期間を経てなお「耕種を勧め」るべく有用な布告と看做されていた点、そしてそうした機能が郡などの地方行政単位を通じて国家若しくは皇帝権力によって専管されるべきものと考えられていた点には注目せねばならない⁽¹⁴⁾。

それでは次章において、こうした農書と月令の示す時令とが果たして合致する、若しくは有効なものであったかを考えてみたい。

2.農書・月令と農事スケジュール

本節では前節で挙げた農書・月令の記述を、十二紀各月毎に配列し、各々についてその特徴を論じる。出典の引用は冒題な分量に及ぶため、必要箇所のみを表に引用するにとどめ、ここでは各月ごとに必要な箇所を書き下す事とした。また、以降の記事引用の出典は成立時期順に、以下の様にアルファベット小文字で示し表とも符合させているので参看されたい。

- a.『呂氏春秋』十二紀 b.『呂氏春秋』上農以下四篇
c.張家山漢簡『二年律令』 d.『礼記』十二紀 e.『淮南子』時則訓
f.『汜勝之書』 g.敦煌縣泉置『四時月令』 h.『四民月令』

孟春・一月

孟春(一月)の農事に関わる記述として、a.『呂氏春秋』十二紀の「王、命じて農事を布く。田舎・東郊に命じて皆な封疆を修ぜしめ、徑術を審端し、善く丘陵・阪險・原隰を相りて、土地宜しき所、五穀殖うる所、以て民を教道(導)し、必ずや之に躬親す。」

及び

「木を伐るを禁止し、巢を覆す無く、蟲・胎・夭・飛鳥を殺孩する無く、麋を(穫る)無く卵を(穫る)無く、大衆を聚めず、城郭を置く無し。」

がほぼそのまま d.『礼記』月令・e.『淮南子』時則訓や g.敦煌縣泉置『四時月令』に用いられている他、b.『呂氏春秋』上農以下四篇・c.張家山漢簡『二年律令』にもほぼ同様の禁止事項が見られる。こうした季節による禁止事項の記述が長く後代にも引用され続けた背景として、成文化以前からの慣習的な規定が継承された所作と考えてよい⁽¹⁵⁾。

具体的な農作業を示す記述としては、a.『呂氏春秋』十二紀の

「善く丘陵・阪險・原隰を相りて、土地の宜しき所、五穀殖うる所、以て民を教道(導)」し、b. 『呂氏春秋』 弁土篇の「凡そ之を耕すの道は、必ずや壚に於いて始む」・f. 『汜勝之書』 「立春の後、土塊散じ上は概に没さば、陳き根を可抜くべし。此時より二十日以降、和氣去りて即ち土剛し。以て耕す時なり」・h. 『四民月令』 「雨水中に地氣上騰し、土の長じて概(くい)を冒さば陳き根を抜くべし。急ぎ強土・黒壚之田を苗せ」といった記述が示すように、水分のある内に壚(はぜ土)・強土・黒壚といった保湿効率の悪い土地から起土作業に入るよう指示している⁽¹⁶⁾。またc. 張家山漢簡『二年律令』の「草を燔きて灰を為す」(田律 249 簡)は主に山林での草木灰による肥料の作成を禁じたものと考えられているが、b. 『呂氏春秋』 任地篇では「地に肥を使すべし、又た棘を使すべし。人肥必ずや澤を以てし、苗を堅にして地隙たらしめ、人耨必ずや早を以てし、地を肥にして土を緩めしむ」・h. 『四民月令』が「田疇に糞すべし」と指示している点から考えて、起土作業に際して施肥も行われていた事を示している。またこの場合、『二年律令』では混交肥料作成のために山林をみだりに用いてはならないとしているものと考えてよい⁽¹⁷⁾。

また、この時期の主要穀物の播種については h. 『四民月令』 「春麥・卑豆を種えるべし、二月尽きれば止めよ」と春種麦・ソラマメの播種を指示する記述が見える⁽¹⁸⁾。

仲春・二月

続く仲春・二月の記事では a. 『呂氏春秋』 十二紀の「是の月や、耕者は舍に少なし」・「大事を作す無し、以て農功を妨げればなり。」といった記述がやはり d. 『礼記』 月令・e. 『淮南子』 時則訓・g. 敦煌縣泉置『四時月令』でも引用されている。これは b. 『呂氏春秋』 任地篇に見える「五

耕して五耨し、必ずや審するに盡を以てす。」といった起耕作業の反復が必要な時期だからであり、f.『汜勝之書』・h.『四民月令』でも「陰の凍畢く澤ければ、美田・緩土及び河渚の小處を蓄すべし」と記して先の孟春・一月に開始した起土作業が引き続き、そして対象を水はけのよい土地に移して行われなければならないとしている。

f.『汜勝之書』では更に「冬至後一百一十日にして、稻を種えよ」・「麻を種うるは、豫め田と調うべし。二月下旬より三月上旬、傍に雨あらばこれを種えよ」と稻(うるち米)・麻の作付け記述が見え、h.『四民月令』でも続けて「種禾・大豆・苴麻・胡麻を種えるべし。」として種禾(早蒔種の粟)と大豆の作付けが指示されている。

『四民月令』では他に「粟・黍・大小豆・麻・麥子を糶すべし」としてこれらの糶(うりよねす・売り出すこと)を奨励している。この時期には上記の作物のいずれも収穫時期に遠く、売り出す事で利益が見込まれるからであるが、特に「麥子」と麦に関しては種子としての「糶」を指示している事で、春種麦の作付けの時期にある事を示している。

季春・三月

季春・三月の条でまず注目したいのは a.『呂氏春秋』十二紀の「鮪を寢廟に薦め、乃ち麥を為して實を折る」との記述である。十二紀、及びこれに倣った d.『礼記』月令では月ごとに祖廟での祭祀や、君主の膳部に薦めるべき食物を記述しているが、ここでは麥を用いてその結実・収穫を折っている。ここで麥の「実り」が祈念されているのは『四民月令』で前月に記された春種麥の作付けよりは、来るべき冬種麥の収穫(次項・孟夏紀に記述がみえる)を前に行われているものと考えてよいであろう。

b.『呂氏春秋』任地篇には「今茲に美禾をなし、来たる茲に美麥をなす」

(19)としてここに禾の収穫と、麥の収穫が待たれる旨の記述がなされ、h. 『四民月令』にも「是の月や、冬穀或いは尽くも、榘・麥未熟なり」としている。他には隄防や溝瀆・道路の修理・保全や、魚網や狩猟用薬物の持ち出し・利用が引き続き禁じられている点が見られ、d. 『礼記』月令・e. 『淮南子』時則訓・g. 敦煌縣泉置『四時月令』にも同様の記述が引き継がれている。

一方、f. 『汜勝之書』では「杏始めて華榮うれば、輒ち輕土・弱土を耕せ。杏花落つるを望まば、復び耕せ」と反復した耕作を勧めるとともに「白沙を耕し、秔稻を種えるべし」・「三月榆莢の時に雨ふらば、高地強土に禾を種えるべし」・「三月榆莢の時に雨有らば、高田に大豆を種えるべし」・「三月、秔稻を種えよ」・「春凍解ければ、和う土を耕作して旋麥を種えよ」として秔稻(ウルチゴメ)・禾(粟)・大豆・旋麥(春種麥)の播種を勧め、h. 『四民月令』にも同様に「沙白・輕土の田を畱せ。時に雨降らば、秔稻および種禾を種え…昏參夕、桑榘赤、大豆を種えるべし」と秔稻(ウルチゴメ)・大豆、そして前月に引き続き種禾(早蒔種の粟)の作付けが指示されている。

孟夏・四月

孟夏・四月の記事に於いても a. 『呂氏春秋』十二紀には「土功を起こさず、大衆を発せず、大樹を伐らず」といった時禁事項、或は「野虞に命じて田原を出行せしめ、農を勞い民を勧め、或いは時を失する無からしめよ」と記す様に農繁期としての記述が続く。同時にここで「農乃ち麥を升らす」・「麥秋至る」として、麥の収穫を記す。d. 『礼記』月令・e. 『淮南子』時則篇も同じであり、g. 敦煌縣泉置『四時月令』のみは時禁事項を挙げるに留まっている。

b. 『呂氏春秋』任地篇では「孟夏の昔(はじめ)、三葉を殺し大麥を穫る」

「首生じて麥に葉無くば、蓄藏に従事す」⁽²⁰⁾としてこちらでも麥の収穫を挙げる。一方で f. 『汜勝之書』では後述する様に麥の収穫は次項・五月に挙げられ、「四月、秬稻を種えよ」・「夏至に先だつこと二十日、此の時雨あらば、疆土に黍を種えるべし」と秬稻・黍の作付けが指示されている。h. 『四民月令』での作付けは黍・禾について「之を上時と謂う」として最適との記述がある他、カワムギと大麥の購入を勧めている事から麥価格の低廉な時期、つまり収穫期にあると看做しうる。他に「草茂り始めれば、焼灰すべし」としている。

仲夏・五月

仲夏・五月には「農乃ち黍に登らす」との記述が a. 『呂氏春秋』十二紀・d. 『礼記』月令に見える。ところが一方で h. 『四民月令』では「禾及び牡麻を種えるべし。先・後おのおの二日にして黍を種えるべし」として反対に黍の作付けを指示し、ここでは「麥既に入らば、多く糲を作る」、及び購入対象としてカワムギ・大小麥を挙げている。f. 『汜勝之書』でも「麥は五月に至りて収む」とする他に大豆・臬(麻)の作付けを指示し、共に(収穫後の)麥田を耕すべき事を挙げている。f. 『汜勝之書』では黍の作付けを三月に、h. 『四民月令』では四月の作付けを指示し、売り出すべき時期を三月、購入すべき時期を八月としている。

ここから、

1. a. 『呂氏春秋』十二紀と、f. 『汜勝之書』・h. 『四民月令』の時期では黍の利用時期が異なる。
2. a. 『呂氏春秋』十二紀では年ごとの単一作の収穫物としての黍を挙げ

ている。

3. a. 『呂氏春秋』十二紀では概念上の「五穀」として黍を挙げるに留まり、その収穫時期の記載は必ずしも実勢に則さない。

といった推論が可能であるが、a. 『呂氏春秋』十二紀と同時期に成立し筈の b. 『呂氏春秋』任地篇では「麻と菽を樹えよ」として f. 『汜勝之書』と同様の作付けを指示している。また、f. 『汜勝之書』・h. 『四民月令』では多岐にわたる作物・作付けを指示しつつも、必ずしも同一地での連続作を意図しているわけではない。その点から考えるなら、a. 『呂氏春秋』十二紀が記す黍の収穫時期はすなわち当該年次に於ける主作物、単一作の収穫物としてのそれを示すものではないだろうか⁽²¹⁾。また、ここでは a. 『呂氏春秋』十二紀・d. 『礼記』月令の記述を、ほぼそのまま受け継いでいる様にも見える e. 『淮南子』時則訓が黍の収穫について「仲夏月」から省いている。

季夏・六月

季夏・六月の記述として a. 『呂氏春秋』十二紀・d. 『礼記』月令・e. 『淮南子』時則訓では「土功(=土木事業)」を初めとする「大事」への動員を禁じ、引き続いて農繁期である事を記す。g. 敦煌縣泉置『四時月令』では字句が判然としないものの、「土功」と読める事からこれらと同様の記述がなされていたものと推定されている。これら月令類では他に「大雨時に行る。燒薙して水を行らば、殺草を以て利あり、熱湯を以てする如し。以て田疇に糞すべし、以て土疆の美なるべし」として、雨を利用した除草(水耨)と施肥による保水を勧めている。f. 『汜勝之書』では大豆の播種と麥田の再耕を、h. 『四民月令』でも耘(除草)・耨(鋤入れ)に趣きて時を失する毋かれ。麥田を苗すべし」と

して売り出すべき作物に大豆を挙げている。

孟秋・七月

孟秋・七月の記事ではまず a. 『呂氏春秋』十二紀が「是の月や、農乃ち穀を升す…百官に命じて收斂を始めしむ。」として、以下に堤防や城郭宮室などの修築を行うべきだと記し、d. 『礼記』月令・e. 『淮南子』時則訓・g. 敦煌縣泉置『四時月令』ともこれに準じている。c. 張家山漢簡『二年律令』には「恒に秋七月を以て阡陌の大草を除す」とあるも、堤防等の修築については十月以降に置く。f. 『汜勝之書』ではここまで続けて来た麥田の耕作を停止させ、大豆の収穫期にある事を記す。一方 h. 『四民月令』では「藟菱を刈り、麥田を菑せ」としているものの、「糴する作物に大小豆が見える。一方、a. 『呂氏春秋』十二紀以下の「是の月や、農乃ち穀を升す」の「穀」或は「谷」は、粟を指すものと考えられる⁽²²⁾。

仲秋・八月

仲秋・八月の記述としては、城郭の修築と共に「民を收斂に趣かしむ」「蓄菜に務む」「多く積聚せしむ」といった記述と、それに符合して c. 張家山漢簡『二年律令』に「官各の二尺の牒を以て一歳の馬・牛・他物の用う稟の数、餘見せる芻稟の数を疏書し、内史に上れ。恒に八月望に會す」（田律 256 簡）・「恒に八月を以て郷部畜夫・吏・令史をして相いに襍りて戸籍を案じ、副して其の廷に蔵せしむ」（戸律 328 簡）・「田宅を分つ所、戸をなさざるも、之を有つを得、八月に至りて戸を書す」（戸律 335・336 簡）として

・官で年間に用いる藁の総量と、余剰について内史に報告させ八月に照らし合わせる

・八月に郷部嗇夫・吏・令史で戸籍を作成し、副本を所轄の縣・道に収める

・田・宅地相続のさい、戸籍を別に作成していなくても八月の戸籍作成に際して登記する

といった「八月書戸」あるいは八月を会計上の区切りとする規則が記載され、前述の収斂・蓄菜・積聚といった記述とともに「八月」が年次に於ける一つの区切り、その対象とする農村部や農民にとっても一つのスケジュール上の区切りであった事を伺わせる⁽²³⁾。

また、八月は「乃勸種麥」あるいは「勸種宿麥」として引用資料ほぼ全てに共通して記載する、宿麥の播種時期にあたる。これは秦から両漢を通じて、宿麥の利用によって農事スケジュールを区切る(=宿麥以外の作物利用は八月で一旦終了したものと見なす)時令が普及したもの、つまり宿麥の利用が広範化・一般化した事の所作と考えるとよい⁽²⁴⁾。

季秋・九月

季秋・九月には「百官・貴・賤に命じ、務めざるなく入らしめよ。以て天地の藏を會し、宣く出を有つ無し」・「諸侯と、民に税する所の輕重の法を與にす」(a. 『呂氏春秋』十二紀他)といった収税に関わる以外には「備収」・「百工休」・「九月、大いに道口・阪險を除す」(c. 張家山漢簡『二年律令』・田律 246・247)、「九月場圃を治め、困倉を塗り、簞簞を脩す」(h. 『四民月令』)等の記述が行われ、前月・宿麥播種以降には農閑期に入った事を示している。

ただ f. 『汜勝之書』のみ「禾を種うるは、夏至後八十・九十日なり」・

「秋に雨無くば耕せ」・「小豆は歳に保たざるも、得難し。樵黒ずむ時、雨注げば畝ごとに五升を種えよ」として禾や小豆の作付けや耕土作業を説く⁽²⁵⁾。

孟冬・十月

孟冬・十月は a. 『呂氏春秋』十二紀の「農夫を勞い、以て之を休息せしむ」、h. 『四民月令』の「趣かに禾稼を納め、或は野に在らしむ毋かれ」が示す様に、明らかに農閑期を示す記述が行われる。一方で「是の月や、乃ち水虞・漁師に命じて水泉・池澤の賦を収む」(a. 『呂氏春秋』十二紀)、「十月、戸ごとに芻一石を出せ」(c. 張家山漢簡『二年律令』・田律 255 簡)といった徴収、あるいは「十月橋を為し、波隄を脩じ、津梁を利す」(c. 張家山漢簡『二年律令』・田律 247 簡)といった労役が行われている。

仲冬・十一月

仲冬・十一月にも引き続き農閑期の記述が続き、a. 『呂氏春秋』十二紀

「有司に命じて曰く、土事を作さず、蓋藏を發さず、大衆を起こさず、以て固く閉ず」として土木作業等への動員を禁じ「闕庭門閭を塗り、圜圍を築く」、「乃ち漸を以て黍・稷・稻・粱、諸ろの膾祀に供うるの具を饌う」(h. 『四民月令』)等、越冬や祭祀の準備に関わる内容が続く。

季冬・十二月

季冬・十二月の記事は主に a. 『呂氏春秋』十二紀の「冰已に入らば、令じて民に告げ、五種を出さしむ。司農に命じて、耦耕の事を計り、耒耜を修して田器を具う」、h. 『四民月令』の「遂に田器を合耦し、耕牛を

養い、田者を選任し、以て農事の起こるを俟つ」といった農事への準備に充てられている。そのため「農民に専たらしめ、使う所有る無し」でなければならないとする。また「是の月や、漁師に命じて漁を始めしむ」月でもある。

但し b. 『呂氏春秋』任地篇では「冬至後五旬七日、菖始めて生ず、菖は草の先に生ずものなり。是に於いて耕し始む」、f. 『汜勝之書』では「盛んに冬耕せ」としていち早く起耕を勧めている。

3.五穀利用時期の比定

ここでは前章で各季節・月毎に挙げた農事記について、特に作物についての記述を中心に各書別に整理・比較してみたい。以下出典別に、その大まかな年間の農事スケジュールを挙げる。

a. 『呂氏春秋』十二紀

一月：農事の開始・伐木の禁止

三月：堤防・溝の補修

四月：冬麥の収穫

五月：黍の収穫

六月：除草施肥

七月：穀(菽・大小豆類)の収穫・百官の収斂・宮室城郭の補修

八月：麥の作付・城郭都邑と倉庫の補修・有司の収斂・麻の収穫

九月：稻の収穫

十月：百官に命じて謹んで蔵に蓋する。水泉池澤の賦を収める。

十一月：闕廷の門閭を塗り、囿圍(畜圈)を築く。

十二月：農具の修繕

ここでは五種類の穀物の収穫が記されるが、具体的な作付が指示されているのは八月の麥作だけである。また除草や労役を行っている時期は三・六・七・八・十一月になり、その場合には越冬種だった場合の禾の収穫、麥の播種にそれぞれ該当している。

b. 『呂氏春秋』上農篇

一月：壚(はぜ土)から起土開始

二月：繰り返し五耕五耨・施肥

三月：大草生ぜず、又螟蟻無し。禾の播種

四月：孟夏昔(おわり)に大麥収穫。稀首(天名精/ヤブタバコ)生じ麥が葉を生じない(成熟)

五月：苦菜(ケシアザミ)死して資(ナズナ)生ず・麻と菽(豆)の作付

八月：禾の収穫(先に実ったものは美米=豊富、後に実ったものは糝)

九月：雑草の繁殖開始

十二月：冬至後五旬七日で菖蒲が生えたら、耕作を始める

三月に比定した「今茲美禾来茲美麥」について輪作の所作とみなす論もあるが、ここでは通説に従って春種夏収の禾を使ったものと考えて二月に置いた。また「冬至後五旬七日、菖始生」は当時の暦が朔旦冬至起算である点と、菖蒲の発芽から十二月に算出した。

ここでは麥・禾の他に菽の作付けが記されているが、麥・禾輪作の間に大豆作を挟む事で地力を回復する輪作は広く中国・朝鮮半島北部で近代まで一般に利用されており、この点からも「麥→禾」は単年・二年で一巡したとは考え難い⁽²⁶⁾。

c. 張家山漢簡『二年律令』

一月：春夏を通じて伐木禁止の布告

三月：租・賦の計数と報告、官牛への芻支給開始

五月：開墾・墾田数の上書、戸ごとに賦十六銭を出す。

七月：田の除草作業

八月：官牛馬の芻年次必要量報告・田宅戸籍の作成

九月：道の除草

十月：橋梁堤防の補修・戸ごとに芻一石を出す・十月の平均価格で賠償に関する物ごとの価格を算定

一月～六月間に伐木禁止をはじめとする禁止事項が適用されており、この期間を農繁期と看做していた事が分かる。一方で七・九・十月に除草・除道や橋梁の補修が行われている事から、この時期は農閑期と見なされたものか。開墾地の報告と戸賦徴収が五月、田宅戸籍の作成が八月に行われ、十月には芻(馬草・飼料)が徴収されている⁽²⁷⁾。これは

- ・一月～五月間に開墾が終わっていること
- ・八月には保有田のうち定墾地が明らかになっていること
- ・十月時点で十分な乾燥(保存の為。現在一部で行われている保湿貯蔵以前は乾燥させたものに適宜水を含ませてから飼料化、或は雨水に晒してから肥料混交に用いた)した穀物藁が抛出可能であること

以上の三点を示している。このうち第一点については越冬種の麥・禾か春麥で利用中でない場合、またこれらを播種する為に開墾する場合について言えば宿麥・春麥・黍・禾・菽いずれも当てはまる。但し二点目の示す「八月時点で作付中の作物」は宿麥・禾・菽になり、また三点目の「十月時点で十分乾縮した藁を作成」出来る必要を満たす(華北で雨水

が減少する孟秋七月以降、最低でも月余の乾燥期間を得るため。『四民月令』でも芻を七月に蒔っている)ものは宿麥・春麥・種禾・黍である。かくて期間を一年で区切った場合には、全ての条件に合致するのは宿麥か種禾に限定される。

d. 『礼記』月令篇

一月：農事の開始・伐木の禁止

三月：堤防・溝の補修

四月：冬麥の収穫

六月：除草施肥

七月：百官の収斂・宮室城郭の補修

八月：麥の作付・城郭都邑と倉庫の補修・有司の収斂・麻の収穫

十月：百官に命じて謹んで蔵に蓋する。水泉池澤の賦を収める。

十一月：闕廷の門閭を塗り、囿圖(畜圈)を築く。

『呂氏春秋』十二紀で記載されていた他の穀物の記述が、八月の麥作付けのみになっている。他記事は概して『呂氏春秋』十二紀を引く。

e. 『淮南子』時則訓

一月：農事の開始・伐木の禁止

三月：堤防・溝の補修

四月：冬麥の収穫

六月：除草施肥

七月：百官の収斂・宮室城郭の補修

八月：麥の作付・城郭都邑と倉庫の補修・有司の収斂・麻の収穫

十月：百官に命じて謹んで蔵に蓋する。水泉池澤の賦を収める。

十一月：闕廷の門閭を塗り、圉圖(畜圈)を築く。

こちらもほぼ d. 『礼記』月令篇の記述に準じ、概ね『呂氏春秋』十二紀をなぞった内容になっている。やはり八月に麥の作付けを指示している以外に穀物栽培に関わる記述はない。

f. 『汜勝之書』

一月：起土

二月：耕土、稻・麻作付け

三月：秔稻・大豆・黍・旋麥(春種麥)作付

四月：秬稻・黍作付

五月：麥の收穫・大豆と臬の作付け・麥田の耕土

六月：大豆作付・麥田の再耕

七月：大小豆の收穫

八月：宿麥の作付け

九月：禾(粟)・小豆の作付け

十二月：盛んに冬耕す

十・十一月以外には農事が記載されている。また、陰暦での記載に基づいている事(他の農書は閏年によるズレを避け、太陽観測に基づく二十四節季で記す)から一部時日については他引用から比定している。ここでは宿麥以外の作付けとして「秔稻(ウルチゴメ)」「禾(粟・アワ)」「黍」「秬稻(モチゴメ)」「旋麥(春種麥)」「大豆」「小豆」「麻(臬)」が示されるが、麥田は五・六月に耕土作業が繰り返されており、保有地内で割替を行う余裕がある場合以外には

- ・ 一月起土→三月に秔稻・大豆の作付け→もしくは四月の秬稻作付け
- ・ 五・六月耕土→八月に宿麥作付け→もしくは九月に禾作付け

の二つのパターンを用いていたものと考えてよい。この場合、両方のパターンを繰り返す(地力上の回復さえ伴えば)年一作方式の可能性も示している⁽²⁸⁾。

g. 『四時月令』

一月：農事の開始・伐木の禁止

三月：堤防・溝の補修

四月：冬麥の収穫

七月：百官の収斂・宮室城郭の補修

八月：麥の作付・城郭都邑と倉庫の補修・有司の収斂・麻の収穫

九月：金・銀・銅・鐵の採取を止める

十月：百官に命じて謹んで蔵に蓋する。溝渠を治め、決して水泉に行るなかれ。

十一月：闕廷の門閭を塗り、囿圖(畜圈)を築く。

c. 『礼記』月令・d. 『淮南子』時則訓と同様に、『呂氏春秋』十二紀で記載されていた他の穀物記述が無くなり、八月の麥作付だけが残る。他に特徴として農事の開始が「敬みて民に時を授けて曰く、穀を揚げて咸な南畝に趨け」という表現に変化している。また九月に鉞石採取を停止させ、十月には水虞・獵師からの徴収ではなく、溝・渠(堰)を決(決潰)させて水泉に水を送ってはならない、とする記述に変わっている。

h. 『四民月令』

一月：起耕・春種麥とソラマメの作付け

二月：耕土作業・種禾(早播粟)と大豆の作付け

三月：耕土作業・秔稻(ウルチ米)と種禾・大豆の作付け

四月：黍・禾の作付け

五月：黍・禾の作付け、麥田の耕土と菱藟(マグサワラ)刈り。

麥が既に収穫していれば多くの糲を作る。

六月：麥田の再耕

七月：麥田の耕土と菱藟(マグサワラ)刈り

八月：大小麥の作付け。カワムギだけは遅くてもよい。

九月：家畜の圃・穀物倉庫を補修

十月：禾稼(脱穀済みの穀物)を取り込む

十一月：五穀占い

十二月：農役を休息。農具を揃え、牛を養い、田者を選任する。

ここでは多岐にわたる内容から以上を引いた。作付けだけでも春種麥・植禾(早蒔き粟)・秔稻・黍・禾・大小麥(ここでは八月に作付けしており、宿麥であろう)と多岐にわたっており、これに糲(買い入れ:その廉価な時期=収穫期に行う)・糶(売り出し:その高額な時期=作付期に行う)しているものや蔬菜類を含めると更に煩雑であるが、これらから推定される播種・収穫の記述をまとめると、

春種麥:一月播種→七月収

植禾:二月播種→五月収

秔稻(ウルチゴメ):三月播種→十一月収

黍:四月播種→八月収

禾:五月播種→十月収

大小麥・穊:八月播種→四月収

となる。

ここでも宿麥の利用が一つの基本となり、他穀物の作付けとの割替えによる輪作を用いていたものと看做され、本書の記述もまた漢代の輪作

や二年三毛作、更には連続作をも算出する場合の根拠として必ず所引される所である。が、本書の著者・崔寔は祖父崔駰・父崔瑗と共に『後漢書』に伝(卷五十二崔駰伝)が記載(付)された、地方長官や尚書を歴任した冀州安平の豪族出身者であり、その清廉さから「余財を積まず」とはされているものの「郡望」たる名門豪族である。何よりも『四民月令』十二月条の「農を休め役を息む、恵は必ずや下に洩くす」、「田者を選任し、農事の起こるを俟つ」の二点を見ても小作人或は傭耕者を多数置いた豪族的経営が背景である事が明白であり、従って保有地もまた十分な割替地を有していたもの、もしくはそれを前提としていた点は否めない(29)。

ここで小結として、上記各所から明らかな点を再度上げておきたい。

・『呂氏春秋』十二紀及び『礼記』月令・『淮南子』時則訓・『四時月令』の記載記事は概ね一致し、共通して八月に麥の播種を勧めている。

・『呂氏春秋』十二紀及び『呂氏春秋』上農以下四篇共に宿麥を前提とし、後者は禾との間に菽を繰り入れたスケジュールを設定している。

・『四民月令』『汜勝之書』では他の穀物の播種・作付けスケジュールを記載するが、こちらでも宿麥及び禾の利用を重視していた。後者は特に『呂氏春秋』上農篇と共通する禾・麥の年一作パターンと共に、秔稻・大豆作付け→もしくは四月の秔稻作付けを併用した、より効率的なパターンが記述されている。

・『二年律令』の示す八月を画期としたスケジュールに於いても、禾ないし麥の利用は有利・有効なものである。

以上の様に、秦から前後漢を通じて成立した農書・月令は一様に宿麥の利用を前提とし、その点で有用な記述として引き継がれていたのである。

小結

前節の様に、『呂氏春秋』十二紀の農事スケジュールは有効なものとして看做され、『礼記』月令・『淮南子』時則訓・『四時月令』にもほぼそのまま引き継がれた。同時に後の『汜勝之書』『四民月令』とも一致が多く、またそこから逆に『呂氏春秋』上農篇に於ける農事スケジュールを割り出すと、十二紀のそれと「麥ないし禾の定期的利用」と云う点で合致する⁽³⁰⁾。

一方で『礼記』月令・『淮南子』時則訓・『四時月令』では、作付けのスケジュールとしては麥のみを記載するに留まっている。また『汜勝之書』・『四民月令』でも「宿麥」「麥」の八月作付けが示され、更にこれらは他作物の播種時期について記載すると共に「禾」及び「麥」にその大きな比重を置いている。更にはこの二つの利用スケジュールは、張家山『二年律令』記載の農村部での行政スケジュールにも有効に合致するのである。

これらは麥作による農地利用が、秦および前後漢という極めて長期間にわたって積極的に奨励された事と、その点での一貫性を示しているのではないか。つまり秦一漢代を通じて広汎化・一般化する宿麥利用は、「官府の農学」或は慣習的な「時禁」の双方が、「官」あるいは「豪族」層に収斂される事で図られたものと言い換える事が可能ではないか。必ずしも「禾」「麥」間での輪作が行われたわけではないにせよ、禾と宿麥の利用を前提としたスケジュール化により、生産状況ひいては民政状況の安定を図る事も可能である。その意味からは慣習的な時禁を通じた時令の中にも「官府農学」、そして規制的な権力の介在が読み取れるのである⁽³¹⁾。

第1章注釈

(1) 西嶋定生「代田法の新解釈」(西嶋定生『中国経済史研究』東京大学出版会、1966)以降、中央集権の形成と社会編成上の変化の照応について、経営形態や所有の問題から様々な議論が繰り返されてきた。特に農業に於ける個別、或は小規模な経営が存立しえたか否かという点は、その背景としての国家の介在や共同体的機能の存続の如何、或は私有・占有の発達といった種々の問題を多く含んでいる。

(2) 生産現場である邑共同体内部に貧富の差・階級分化を生じ、共同体の解体と農耕地の私有乃至占有に基づく小農民を発生させたとの視点から、堀敏一「中国古代史と共同体の問題」(『駿台史学』27、1970『現代歴史学の課題』)では氏族共同体崩壊後、自律的な再編が未了であった民間秩序にたいして国家が他律的にその維持を図り、機能の代替・収斂を行ったものと考えた。また多田狷介「中国古代研究覚書」(『史艸』12、1971)は秦漢時代の共同体内部での個別経営が未成熟で、土地に対する占有にとどまったとの前提から、そうした未成熟な共同体に対して、共同体機能を専制国家が掌握しようとする事ではじめてその支配が存立しえた点を指摘する。渡邊信一郎「分田攷」(中国史研究会『中国史像の再構成・国家と農民』文理閣、1983)は、現実の小農民経営による土地占有権の容認と共に、国家的土地所有の整合性を合致・統一せしめようとする動きがその政策上に現れたものとし、小農民経営は土地に対する占有に留まったものと想定している。このように、小経営の存立や個別の戸・家族が経済単位として自立し得たのか否かが、基礎的な条件として今なお研究されるべき課題となっている。

(3) 陶希聖『中國封建社會史』(1929)や西山武一「華北旱地農法考」(「東亞新報」1944、『アジア的農法と農業社会』東大出版会 1966 所収)といっ

た研究以来、様々な議論を経て鉄器・牛耕の普及は一般的にも支持される「画期」の原因とされる。一方で特に秦から漢初については五井直弘「後漢社会と豪族」(『岩波講座世界歴史四』所載、岩波書店 1970)「鉄器や牛犁耕についていえば、それを所有・利用しえたのは全ての耕作者であったのではなく、また生産力の発展が直ちに生産関係の変革と結びつくものでなかったことはいうまでもない。」重近啓樹氏「秦漢の公田について」(『中国古代の法と社会・栗原益男先生古希記念論集』汲古書院 1988 所載)「当時に於ける先進的経営」といった指摘がある。作畝法についての研究としては前掲(1)の西嶋論文以降、主要なものだけでも米田賢次郎「二四〇歩一畝制の成立について-商鞅変法の一側面」(東洋史研究 26-4、1968)、太田幸男「轅田攷」(『三上次男先生頌寿記念論集』朋友書店、1979)、佐竹靖彦「商鞅田制考証」(『史学雑誌』96-3、1987)等がある。

(4) 代表的なこの分野の研究として、天野元之助「支那古農書考」(『資料公報』5-5、1945)・「『齊民要術』と旱地農法」(『社会経済史学』15-3・4、1949)・「後漢の崔寔『四民月令』について」(『関西大学経済学論集』16-4・5、1966)・『中国古農書考』(龍溪書舎 1975)、守屋美都雄『中国古歳時記の研究』(帝国書院一九六三)、西嶋定生「秦漢時代の農学」(『中国経済史研究』東大出版会 1966)、大島利一「汜勝之書について」(『東方学報』15-3、1946)、熊代幸雄『比較農法論—東アジア伝統農法とヨーロッパ近代農法』(お茶の水書房 1969)、西山武一「中国農書考」(『アジア的農法と農業社会』東大出版会 1969)、渡部武「『四民月令』にみえる後漢時代の豪族の生活」(早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国前近代史研究』雄山閣 1980)、渡邊信一郎「呂氏春秋上農篇蠡測-秦漢時代の社会編成」(『京都府立大学学術報告・人文』33・1981)、佐藤武敏「『呂

氏春秋』上農等四篇と水利灌漑」(『中国水利史研究』12・1982)、藤田勝久「『四民月令』の性格について-漢代郡県の社会像」(『東方学』1984)、及び後出の大島利一氏・米田賢次郎氏の研究等が挙げられる。他に農書の系譜的な整理を行った著作として石声漢「中国古代農書評介」(農業出版社出版、1980) 渡部武訳「中国農書が語る二一〇〇年」(上記石聲漢著訳、思索社 1984)があり、また本稿に先行する小論として「『呂氏春秋』に看る農業経営規模について」(『専修史学』36、2004)がある。

(5) 『四時月令』については、甘肅省文物考古研究所「甘肅敦煌漢代懸泉置遺址発掘簡報」「敦煌懸泉置漢簡内容概述」「敦煌懸泉置漢簡积文選」(『文物』2000-5)、『敦煌懸泉置月令詔條』(中国文物研究所・甘肅省文物考古研究所篇・中華書局 2001)、何雙全「新出土元始五年《詔書四時月令五十條》考述」(『国際簡牘学会會刊』4、2002)、藤田勝久「漢代地方社会への情報伝達-敦煌懸泉置『四時月令』をめぐって」(『資料学の方法を探る』6、愛媛大学「資料学」研究会、2003)、楊振紅「月令与秦漢政治再検討-兼論月令源流」(『歴史研究』3、2004)、馬場理恵子「『四主時』と月令-敦煌懸泉地出土『四時月令詔條』を手掛かりとして」(『日本秦漢史学会報』7、日本秦漢史学会 2006)等があり、『呂氏春秋』十二紀や『禮記』との月令部分の合致、ならびに当時の社会状況上の要請として、皇帝の農業に対する統治を権威的に再提示する必要があったものとしている。その意味でなお有効な「月令」であったと言えよう。

(6) これらの成立時期については、a/b.『呂氏春秋』が秦王政 8 年(前 239)、c.張家山漢簡『二年律令』が漢呂后 2 年(前 186 年)、d.『礼記』十二紀が前漢前半、e.『淮南子』が武帝時代(前 147-87)、f.『汜勝之書』が成帝時代(前 32-7)、g.『四時月令』が平帝元始 5 年(紀元 5)、h.『四民月令』が後漢靈帝建寧年間(168-171)とするそれぞれの記載年次、若しく

は著者の没前と見なしてこの順序とした。また注(4)石・万説では『四民月令』について崔寔の洛陽在住時の著述とし、厳密な成立について石説が紀元 150 年頃、万説はその十数年後とする。

(7) 大島利一「呂氏春秋上農等四篇に見える農業技術について」(史林 49-1、1966)「ふたたび呂氏春秋上農篇に見える農業技術について」(史林 51-5、1968)「三たび呂氏春秋上農等四篇に見える農業技術について」(史林 53-5、1970) 及び注(4)石聲漢・渡邊信一郎指摘。前掲小論でも、四篇は戸別での手労働耕作をより集約的・効率的に勧める事で、小規模な経営に技術的保障を与えるものと確認。

(8)注(7)引く先行研究では、『呂氏春秋』任地篇で「后稷曰く」に始まる表現が繰り返し用いられており、ここから少なくとも任地篇について「后稷書」と呼ぶべき先行する農書若しくは「神農書」から転載された可能性を指摘している。また『汜勝之書』に記される区田法の集約的傾向について、五井直弘氏は「城郭近くの良田をしめ出され、城から遠く離れた水の便も悪い丘陵地や痩せた土地などを耕作する一般農民のために考え出された農耕法ではなかったか」(『漢代の豪族社会と国家』名著刊行会 2001)と推定している。

(9)十二月条に「田者を選任し、以て農事の起こるを俟つ」と記載され、注(3)五井・注(4)西嶋・守屋・渡部・石ともに同様の豪族経営とみなす。

(10)梁啓超『諸子考釈』指摘。

(11) 万国鼎「呂氏春秋的性質及其在農業史的価値」(農史研究集刊 2、1960)、米田賢次郎「呂氏春秋の農業技術に関する一考察-特に汜勝之書と関連して」(「東洋史研究」31-3、1972)・「中国古代麥作考-二年三毛作成立の再検討」(「鷹陵史学」8、1982)では十二紀と上農以下四篇の記述が一致する事を指摘している。

(12)島邦男『五行思想と礼記月令の研究』(汲古書院 1971)・王啓發『礼学思想体系根源』(中州古籍出版社 2005)等指摘。

(13)陳国慶『漢書芸文志注釈彙編』(中華書局 1983)、傅榮賢『漢書芸文志 研究源流考』(黄山書社 2007)指摘。

(14)注(5)楊論文では実用的な農事月令としての性質よりも、統治の象徴的な性格を強くもつものと指摘し、同馬場論文も具体的な内容を伴った振恤・農業行政的な記載がない事から、その実用性については疑問としているが、時令による教化といった方向性は後漢においてより強まったものとする。

(15)こうした時禁について増渕龍夫「先秦時代の山林藪澤と諸侯の公田」(中国古代史研究会編「中国古代の社会と文化」東京大学出版会 1958)は諸侯の軍事資材など具体的な調達を山林に拠った起源から、山林藪澤池沼への徴集と禁制を君主・首長権力が収斂した過程を説明している。また時禁に関する慣習的な系譜については谷口義介「中国古代社会史研究」(朋友書店 1988)が詳述している。

(16)万国鼎『汜勝之書輯釈』(中華書局 1957)では『四民月令』に記載の土壌や土質に関する記述が『汜勝之書』に類似することからその記述を引いたものと釈す。また夏緯英『呂氏春秋上農以下四篇校釈』(中華書局 1957)、郭文韜『中国古代的農作制和耕作制』(農業出版社 1982)・注(11)米田論文等は『齊民要術』等にも引き継がれる、華北乾地農法に於ける経験知の反映として上農以下四篇との連続性を指摘している。

(17)米田賢次郎「中国古代の肥料について」(滋賀大学学芸学部紀要・社会科学 13・1962)・専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注(六)・田律・口市律・行書律」参照。

(18)本稿で取り扱う穀物については主に天野元之助『中国農業史研究』

(お茶の水書房 1962)・李璠『中国栽培植物発展史』(科学出版社 1984)によった。

(19)この記述については、これらの連続作を示す記述であるとする米田賢次郎注(11)論文があるが、記述の対象とする農作業の時期が陰暦一月から二月に掛けてのものと推定される以上、共に収穫時期とは大きく隔たっている。この記述は「五耕五耨」といった煩雑な作業に従事せねばならない事に対して、そうすれば「今茲美禾、來茲美麥」を為す事が出来るとの目的を仮言命法的に示したものと考えた方が適切であろう。

(20)稀首とは天名精、和名ヤブタバコ(キク科ガンクビソウ目・*Carpesium abrotanoides*)であり、旧暦では概ね四月に生じる。

(21)注(11)米田論文では輪作の可能性について論じるが、氏も認めるようにその形態が(純粹に技術的に)可能であったとしても、これが広汎化するのには南北朝以後を待つと考えるべきであろう。特に『呂氏春秋』上農以下四篇に於ける手労働耕作の可耕作範囲を考えた場合(前掲小論)、作付け・転作が非常に細分化され制限を受ける事になり「極めて集約された手労働耕作」としてのその特質を損なうものではないか。

(22)一般に「穀」は単に穀物全体を指すが、『齊民要術』では粟・稷を指しており、また『論衡』量知篇に「穀之始熟曰粟」とある。注(16)引く夏緯英・注(18)引く李編に従う。

(23)他に睡虎地秦簡秦律十八種・田律及び倉律・司空にも八月が画期となった申告・上書に関わる規程が見える。

(24)少なくとも前漢末の東海郡集簿(尹湾漢墓木牘)では「長生種宿麥十萬七千三百口十口頃」として、定墾田の約半分が宿麥播種されていた事を示している。

(25)榘(さわら)の実が黒ずむ時期は旧暦季秋・九月の初にあたり、ここ

に配した。また、本稿では月日比定に冬至朔旦甲子の年として日数を換算している。

(26)小野武夫『日本農業起源論』(日本評論社 1942)参照。

(27)二年律令では五月・八月・十月がそれぞれ会計や上書・申告の節目であった点については注(17)引く訳注参照。

(28)但し、『汜勝之書』に於ける土地利用法は区田法と呼ばれ、小規模な農地を更に作物用途別に区画し、利用作物に応じて徹底的に反復・集約的に労働力を投下する方法である。注(4)引く大島論文に詳述。

(29)注(9)参照。また楊聯陞「従四民月令所見到的漢代家族的生産」(『食貨』1-6、1935)では糴・糶や生活必需品等の生産記事から、こうした富裕な農業経営が加えて「商人」としての役割を郷村で担う事で更に貧富差を拡大したものとする。

(30)注(4)天野・西嶋、注(7)大島、注(11)米田論文等が主に『呂氏春秋』上農以下四篇や『汜勝之書』・『四民月令』、及び『齊民要術』等の検討によって比定した連続作のスケジュールも、宿麥・禾の利用という点で一致する。

(31)注(7)大島論文の結論として、『呂氏春秋』上農以下四篇の性格をこの様に位置づけている。また注(4)に引く渡邊論文では農業を根幹とした編民・社会分業を解く、国家による社会編成概念についての一つの提示であり、その意味で思想的側面が強い事を指摘した。また『四民月令』を注(4)藤田論文では「四民」を対象に、その分業を前提とした官僚による時令思想の規範とする見解を示した。こうした経緯から見れば、農書あるいは月令を通じて目指された「勸農」そして麥の定期作とは、則ち小規模な経営への技術的な保障を与えつつも、総体としては小規模な経営を徐々に収斂するものであったとも考えられる。

第2章. 『呂氏春秋』に看る畝制と農業経営規模について

はじめに

1. 『呂氏春秋』上農篇・任地篇訳釈

2. 畝制と農業生産力

(1) 畝制の変化

(2) 牛犁耕と鉄器について

(3) 小規模経営農民の生産力

小結

注釈

表2. 先秦・秦漢時代の農業経営規模

表3. 畝歩数と生産力表

はじめに

序章および前章の冒頭でも述べたように、春秋後期以降から秦漢統一国家現出に至るまでの農業の技術的動向については、同時期に進行した大きな社会構造全般の変化にもたらした影響という視点からも、従来より大きな関心を払われてきた分野である。しかしながら、一般にこの過渡期の技術的特質として扱われるのは鉄器農具や牛耕の普及といった、主としてハード面からの分析に留まっており、ソフト面である利用作物や利用面積といった面に踏み込んだ研究は近年は減少しつつある。本章では先に前章でも取り扱った『呂氏春秋』上農篇・任地篇について再検討を行い、ここから改めて問題点を抽出し、前後及び同時代の技術・規模並びに社会的動向に留意しつつ『呂氏春秋』に於ける農業経営の有り様—そしてこれが実際に当時の小規模経営に投影出来るものであったか—を論じてみたい。

『呂氏春秋』に於けるこれら四篇（上農・任地・弁土・審時）は、その起源が『呂氏春秋』成立以前に遡る古農書であり、四篇自体が独立した農家系統の著作であったと考えられて来た。これら四篇は農業関連の記事が編纂された部分であり、農業技術については先秦期でも非常に纏まった重要な資料と見なされ、古来より多くの研究や論考が為されている。四篇全体を通じた研究としては我が国に於ける大島利一氏や、中国での夏緯英氏の校釈を通じてその基礎的な解釈や位置付けが行われたが、西嶋定生氏になる「代田法の新解釈」が、個別の技術を前後の時代状況と照らし合わせつつ検討・再考察する点での本格的研究の嚆矢となり、以後の大島氏の連作や、米田賢次郎氏らの研究によって特に任地・弁土両篇に於ける技術的側面からの研究が進展した。これら諸研究は先秦期に留まらず秦漢統一以降の農業の技術や動向を踏まえつつ展開され、中国古代史全体について多くの示唆を与えて来ている(1)。また、冒頭の上農篇に注目して再度四篇を通じた検討を行い、技術論に留まらず社会編成の基調概念としてのイデオロギー書的性格を指摘したのが渡辺信一郎氏である(2)。氏は任地篇が土地利用原則、弁土篇が耕地区分と土地管理、審時篇が作業時期の適切さについて論じた体系的な技術論である点に対して、上農篇が農業重視による社会分業と国家支配の安定を説いている点に注目し、秦漢期に於ける社会編成概念を説き明かしている。特に、氏は此れ迄剰余労働の収奪という側面から捉えられがちだった上農篇に於ける力役や労役の記載を、社会的再生産の基調をなす作業として考え、重農主義的な概念が上農篇で繰り返し述べられていることの意義を再定義するなど独自の見地に立った論を展開した。しかしその一方で、技術的部分への解釈は従来言われてきた鉄器利用の集約型農法であることを推定・確認するに留まっており、また養い得る戸口数から個別小経営で

ある点を指摘するに留まっている。

こうした点を踏まえ、次節以降主に技術・経営規模面での妥当性の追及を中心として、改めて上農・任地両篇の解釈にも触れつつ考えたい。

1. 『呂氏春秋』上農篇・任地篇訳釈

『呂氏春秋』或いは『呂覽』は十二紀（六十八篇）・八覽（六十三篇）・六論（三十六篇）併せて百六十七篇凡そ二十余万言より成り、秦相呂不韋が編纂させたものとされ、成立年代が秦王政八年（前 239）にほぼ確定されている。その内容については「乃ち其の客人をして人著聞する所の論を集め以って為す」と『史記』呂不韋列伝にある様に、十二紀は『禮記』月令に、勸学篇は同書の学記に、孝行覧は『孝経』の記述に類似或いは一致した部分が多く、ために四庫全書総目にも「儒を以て主と為し、参ずるに道家墨家の道を以てなす。」と位置付けられている。他にも農家・法家・兵家・陰陽家・名家・縦横家といった所謂諸子百家の種々雑多な説や論を記載しており、いわば百科事典的な体裁と内容を為している。したがって、『呂氏春秋』全篇を通じた政治的意図や理念といった思想書的性格としての基幹は乏しいものと考えらるべきであろう。強いて挙げうる全篇を通じた特徴的概念としては道家的無為と節制とがあるが、但しこれも篇毎の対象・内容に応じて濃淡を著しく違えており、蔡邕の指摘するように儒家影響下の雑家の書、或いは『史記』呂不韋列伝に言う「天地万物古今之事を備う」を意図した総合書乃至事典として編まれたと見るのが妥当であろう(3)。

この『呂氏春秋』全篇のなかでも、士容論上農以下四篇（上農・任地・弁土・審時）は、其の起源が『呂氏春秋』成立以前に遡る古農書であり、

四篇自体が独立した農家系統の著作であったと考えられてきた。これら四篇は農業関連の記事が編纂された部分であり、農業技術について先秦期でも非常に纏まった重要な資料と見なされ、古来より多くの研究や論考が為されている(4)。なかでも特に農本主義的な思想を示しているのは篇名「農を上ぶ」が示すように、冒頭の上農篇である。また本章で対象とすべき技術面・経営規模に関わる記事は上農・任地両篇にわたって記載されており、最低限この二篇は本文内容そのものに踏み込んだ解釈を施すべきであろう。

そのため甚だ長大なものではあるものの、両篇の前―中段部分の読み下しと、これら引用部分毎の考察・注釈とを以下に掲載する。本文及び訳文のテキストとしては、陳奇猶校釈『呂氏春秋校釈』（学林出版社 1984）・『呂氏春秋新校釈』（上海古籍出版社 2002）の二種を主として使用し、また参照のため王利器著『呂氏春秋注疏』（巴蜀書社出版 2002）、張双棣等校釈『呂氏春秋訳注』（北京大学出版社 2000）の二種を参照した(5)。

上農篇(1)

農を上ぶ

三に曰く、古の先聖王の其の民を導く所以は、先ず農に於いて務む。民の農なるは、徒だ地利を為すに非ず、其の志を貴となすなり。民農なれば則ち樸、樸なれば則ち用に易く、用に易くば則ち辺境安らかに、主位尊し。民農なれば則ち重、重なれば則ち私義少なく、私義少くば則ち公法立ち、力専ら一をなす。民農なれば則ち其の産復し(注 1)、その産復なれば則ち徙に重く、徙に重なれば則ち処に死し、而して二慮無からん。本を舍して而して末に事えなば則ち令ならず、令ならざれば則ち以

て守るべからず、以て戦すべからず。民の本を舍して而して末に事えなば則ち其の産を約し(注 2)、其の産約せば則ち遷徙を軽んじ、遷徙を軽んじれば則ち国家に患有り、皆遠志有り、居心有る無し。民の本を舍して而して末に事えれば則ち智を好み、智を好まば則ち詐多く、詐多ければ則ち法令に巧み、是を以て非を為し、非を以て是と為すなり。

后稷曰く、耕織を務むるの所以は、以て本教を為すなりと。是れ故に天子親しく諸侯を率して帝の籍田を耕し、大夫士皆功業有るなり。是れ故に當時の務は、農して国に見えず(注 3)、以て民に地産の尊きを教うるなり。后妃は九嬪を率して郊に於いて蚕し、公田に於いて桑す(注 4)。是れ春夏秋冬夏以て皆な麻枲絲繭の功有り、以て婦教に力むなり。是れ故に丈夫の織らずして衣し、婦人の耕さずにして食し、男女功を賈し、以て長生せしむ、此れ聖人の制なり。故に時に敬し日を愛し、老に非ずして休まず、疾に非ずして息せず、死に非ずして舍せず。

注(1)この「復」を郭沫若は「複」と解し(『十批判書』所載「呂不韋與秦王政的批判」)、また夏緯英氏は復の古義に「厚」があることから「民の家産が豊厚であり、移動し難い」の意とする。渡邊信一郎氏は『史記』貨殖列伝の「夫れ貧を用いて富を求むるに、農は工に如かず、工は商に如かず」を引き、家産構成が複雑であるとの意味と解釈している。本論では『月令』鄭玄注等に見える「厚」には特に豊富の義がない事から、単に「家産が厚い」と解釈するに留める。また、本部分は「其の産約なれば」以下と対応して、原則として民の移動を非としている。

注(2)「其産約」は夏緯英氏によれば家産が少薄なさま。渡邊氏は後文の「軽遷徙」から、移動できる集約された財産と考える。ここでは後説に従う。

注(3)原文高誘注に「当啓蟄耕農之務、農民不見于國都」とあり、「不見於国」は(農繁期には)農民は城邑に居さしめない、と解釈が可能である。その場合農繁期に住まうのは、阡陌に面した「田舎」或は「廬舎」を指し、定住した郷里内の住居とは区別されるべきものであると考えられている。

注(4)この「公田」は郊田の同音、季春紀の「后妃齋戒して親しく東郷に躬して桑す」や『周礼』内宰の「中春、后に詔して内外命婦を率せしめ、始めて北郊に蚕せしむ」と合致する。

【考察】

上農篇冒頭から前半部分までをここに挙げた。冒頭「農を上ぶ」以降の農業経営の重視記事については、古来より上農以下四篇が古農書の系譜に属するものであるという点、また政治上での農業の重視を説いている点に於いて特に重視されている。本稿でも、ここで王籍田・后妃蚕の記述が見られる点等から考えて、原則的には自ら耕すといった古農家的なそれが四篇を通じて貫徹されていること、またこの原則と後述する耕地面積や耕作の主体が手労働農具である点や、次にみる可扶養口数から考えると、四篇が想定した基調経営規模とは一家族程度の農業専従経営であったと考えたい。こうした点は、古農書・農家の書を系統的に纏た石声漢氏『中国古代農書評介』(農業出版社、1980)や大島氏の研究でも、神農学派・古農家の影響と系譜的継続をこうした籍田や后妃蚕記述、つまり「不耕不食・不織不衣」といった原則に合致する点で認めている。

上農篇(2)

上田、夫れ食すところ九人。下田、夫れ食すところ五人。以て益すべきも以て損ずべからず。一人之を治め、十人之を食らう。六蓄皆其の中

に有り。此れ大いに地に任ずるの道なり。

【考察】

本箇所は先に引用した箇所に続いた部分であり、あるいは中段部分に併せて記載すべきかも知れないが、重要箇所のため敢えて別掲した。この記述は従来より『孟子』万章篇下、『周礼』地官・司徒、或いは『漢書』食貨志上等の数字との類似或いは一致が指摘され広く知られているが、その人数或いは面積上の数値が一致乃至近似している点から、これまで戦国～漢に至る農業経営規模の平均的なものと見なされてきた。こうした各資料から算出される戸別口数や保有耕地量・生産力の点を主に戸別受田の面から追求した考察には木村正雄氏や浜口重国氏をはじめ多くの研究があり(6)、これらの資料の数値は概ね信頼の置けるものとされた。すなわち、保有地 100 畝程度の標準的小経営農民である。しかし、畝歩数の変化や農耕技術の変化が進行していたはずの時期に、これだけ長期間の保有畝・可扶養口等の数値が安定して変化しないという点には当然疑問が生じよう。当箇所については、第三章で前後同時代との比較を行いたい。ここでは比較として『孟子』『周礼』を引用しておく。なお『漢書』食貨志については次章で改めて論じたい。

「一夫百畝…上農は夫れ九人を食らわしめ、上次は八人を食らわしめ、中は七人を食らわしめ、中次は六人を食らわしめ、下は五人を食らわしむ。」(『孟子』万章下篇)

「五畝の宅、牆下に桑を樹え、以て匹婦は之を蚕す。…五母鶏・二母彘…百畝の田、匹夫之を耕す。八口の家、飢うる無く以て足る(7)。」(『孟子』尽心章上篇)

「不易の地、家ごとに百晦。一易の地、家ごとに二百晦。再易の地、家

ごとに三百畝。…上地夫れ一廛、田百畝、菜五十畝、余夫亦た之の如し。中地夫れ一廛、田百畝、菜百畝、余夫亦た之の如し。下地は一廛ならず、田百畝、菜二百畝、余夫亦た之の如し。」(『周礼』地官・司徒)

上農篇(3)

故に當時の務は、土功を興さず、師徒を作さず、庶人は弁冠・聚妻・女嫁・享祀せざれば、酒礼に衆を聚めず、農の上聞せざるもの(注1)、敢えて私(ひそか)に庸を籍りざるは、害を時に為せばなり。然るのち野禁を制す。苟くも同姓に非ざれば農は御を出さず(注2)、女は外に嫁さず、以て農を安んずなり。

野禁に五有り。地未だ易を辟かざるは麻を操さず、糞を出さず(注3)。齒年未だ長ぜざるは敢えて園囿を為さず。力を量るに足らざるは、敢えて地を渠して耕さず。農は敢えて賈を行わず。敢えて異事を為さず。害を時に為せばなり。

然る後に四時の禁を制す。山は敢えて材を伐し木を下さず。澤人は敢えて灰僂せず。纒網置孳は敢えて門を出ださず、罟罟は敢えて淵澤に入れず。舟虞に非ざれば敢えて名を縁せず(注4)。其の害を時に為せばなり。

注(1)「達上聞」は秦漢時代には官吏以外では典・嗇夫・里三老などのほか有爵者を指す。『商君書』境内篇に「能く甲首一を得る者は、賞して爵一級、田一頃を益し、宅九畝を益し、庶子一人を除す」「無爵者を以て庶子と為し、級ごとに一人を乞う」と、爵一級につき無爵者一人を使役しうるとする規定があることから、ここでは主に庸耕者の雇用資格としての「上聞」を指していると考えてよい。

注(2)この「御」は陳奇猶氏によれば媼。また「苟非同姓」という条件付

けと、「女不外嫁」と対句になる点からも、ここでは同姓婚にならない限り、外部とは通婚しない意と考えられる。

注(3)この「糞」を陳奇猶氏は『説文解字』注「古は穢を除すを糞と謂う」から穢(雑草)とし、肥料として「不出」の意と見なした。王利器氏は字義通りに屎尿肥料と解釈し、夏緯英氏の校釈及び米田賢次郎氏「中国古代の肥料について」(『滋賀大学学芸学部紀要・社会科学』13、1962)も同様に糞種肥料技術が確立していたものとする。特に米田氏は刈草・藁類単体では乾燥した華北での肥料に供しがたい点から、糞尿混交で施したものと想定している。また任地篇にも「人肥必以澤、使苗堅而地隙」とあり、草糞肥料が土壌を乾燥させるのに対して、屎尿肥料が土壌の水分を潤沢にする事が記されている。

注(4)舟虞は『国語』魯語「水虞ここにおいて罟留を講じ…獸虞ここにおいて罝羅を禁じ」や『左伝』陰公五年「山林川澤の實・器用の資は阜隸これに事え、官司これを守す也」とあり、「虞」は諸侯用益地としての山林川澤の管理者と位置づけられている。また、禁止事項は『国語』や『呂氏春秋』十二紀とも概ね一致している。渡邊氏は他に睡虎地秦簡・田律との共通性を指摘し、「この部分が秦律や月令を踏まえていることは確かである」と述べているが、『国語』との共通事項もあわせて考えるならば、従来から存在していた共益地での禁止事項が明文化されたものと考えて差し支えないのではないか。

【考察】

ここでは農繁期を中心とした禁止事項が挙げられているが、他にこうした禁止事項は、『呂氏春秋』十二紀のほか秦律十八種等にも類似の記載が見られ、此れ迄の研究が多く挙げているように古来の農繁期禁止事項

と『呂氏春秋』編纂時期におけるそれとの関連も指摘されている。わけでも、「農の上聞せざるは、敢えて私に庸を籍りず」は『韓非子』外儲説左にみえる「庸客」ならびに『史記』陳涉世家にみえる「少時与人傭作」と併せて傭耕が当時広く行われていた事の裏付けとされる。しかし「上聞せざるは」と条件が身分で規定されていることは注目してよい。また先に触れた、上農篇冒頭の自耕原則がここにも反映されていると考えるべきであろう。これらの禁止項目の内でも、山林藪沢について、それは本来共同体的な規制に置かれていたが、やがて規制を代表する首長によって排他的に専取され、専制的権力の重要な経済基盤化するに至ったという経緯は増淵龍夫「先秦時代の山林藪澤と諸侯の公田」(中国古代史研究会編『中国古代の社会と文化』東京大学出版会 1957)が詳細に論じている。しかしこの禁止には時期期限を区切っている点から比較的古い共益的習慣に基付く、あくまでも農繁期禁止事項とみなしてよいものと思われる。

また庸耕関係に就いては、『韓非子』外儲説左に「夫れ売庸して播耕する者」とあり、また先に引く『史記』陳涉世家の「少時人と傭耕す」とある事から、広く戦国期に傭耕が農業に用いられていた事を宮崎市定氏が想定している(8)。他にも郭沫若『十批判書』では雇用契約関係の端緒との指摘が見える。

任地篇(1)

地に任ず。

四に曰く、后稷曰く、子能く壘を以て突と為すか。子能く其の悪を蔵して陰(注1)揖するに之を以てするか。子能く吾が土を靖んじ、土を呶浴せしめんか。子能く湿を保ち、地を安んじて処たらしめんか。子能く董夷

をして淫す母らしめんか。子能く子の野の尽く冷風をなさしめんか。子能く藁数節をして茎を堅たらしめんか。子能く穂を大にして堅、均たらしめんか。子能く粟を圓せしめ糠を薄たらしめんか。子能く米を多沃たらしめ、之を食むに疆たらしめんか。之無くして何の如きか。

凡そ耕の大方たるや、力なるは柔を欲し、柔なるは力を欲す。息なるは労を欲し、労なるは息を欲す。棘なるは肥を欲し、肥なるは棘を欲す。急なるは緩を欲し、緩なるは急を欲す。湿なるは燥を欲し、燥なるは湿を欲す。

注(1)この「陰」は水分の潤沢な土質を示す。「悪」は「巫」に通じ、乾燥した土質「壘」、白土を示しており、対語となる。

【考察】

任地篇では表題のごとく「地に任」じた農耕、つまり地質・土壌に依拠すべき事を、列挙しつつ述べる。冒頭「后稷曰く」に始まる耕作地の質に関する質問と、対応した回答をなす「凡耕之大方」以下の部分は、土壌の質や保水性に注意しつつ次段の「五耕五耨」、繰り返し入念な耕起・除草の必要を説き効率的に土地を利用しようとした農法が窺える。また、これらの土壌の特徴は華北地域に見られるものであり、対象として関中ないし中原地域を想定しているものと考えてよい(9)。

任地篇(2)

上田は畝を棄し、下田は叟を棄つ。五耕して五耨し、必ず審するに盡を以てす。其れ深殖の度たれば、陰土必ず得ん。大草は生ぜず、又螟蟻

無し。今茲に美禾をなし、来麥に美麥をなす(注1)。

是を以て六尺の耜、畝を成す所以なり。其の博は八寸、𪔐を成す所以なり。耨柄は尺、此れ其の度なり。其れ耨は六寸、稼に間する所以なり。地は肥たらしむべく、また棘たらしむべし。人の肥なるは必ず以て澤し、苗をして堅し地を隙たらしむ。人の耨するは必ず以て旱し、地を肥し土を緩たらしむ。

注(1)ここでは「今茲美禾、来茲美麥」は陳奇猶説にしたがって春種夏収の禾と、宿麥の意と考える。西漢末の年度戸籍統計である尹湾漢墓木牘・東海郡集簿にも「長生種宿麥十萬七千三百口十口頃」と作付面積の記載が見え、全耕作地の五分之一、定墾地の半分に及ぶ土地に宿麥播種されていたことがわかる。先秦最後期に位置する『呂氏春秋』の時期にも、既に相当な土地が麦作に充てられていたものか。

【考察】

この「上田棄畝」以下と、ここに続く「是六尺」以下に述べられている作畝・作𪔐記事については、従来よりこの記載を手掛かりとして当時の阡陌制度を復元しようとする試みが多く、研究者によって為されて来ている。その代表的なものに西嶋定生氏・大島利一氏・米田賢次郎氏・夏緯英氏等があり(10)、特に集約的な手労働集中に対応しうるものを想定した米田氏の研究は特筆に価する。しかしながら、本稿は主として経営規模を数値面での比較によって論じる事を目的としているため、畝畛の具体的構成についての考証は特に行わず、これらの研究を参考とするに留めた。また、牛耕については次章で触れる。

また、「今茲美禾、来茲美麥」の部分は、連作や輪作を示唆する部分と考

えられ、米田賢次郎氏の研究では『齊民要術』との比較検討からこの記述から輪作が充分可能であったとの検証を行っている(11)。但し、氏も認めているが、単純に「今年は美禾を得られ、来年も美麦が得られるであろう」とも読める。よってここからは最低限同一耕地での連作が可能であったことと、輪作も技術的には可能であった余地が指摘される。

そして「是れ六尺の耜」と記載される「耜」は、まず第一にこれが手労働農具であるという点、つまり上農篇に於ける農業経営は前提的基礎を人力耕によって考えている事、そして「五耕五耨」並びに「其深殖之度、陰土必得」記事と併せて深耕＝鉄器耕を示すものであると従来から多くの研究者が指摘している。しかし、既に当該箇所注釈で触れている様に、耜の農具としての起源は石器時代であり、青銅器時代にも依然として多くの木製・石製の耜が利用されていた事が知られている。したがって「五耕五耨」といった作業の反復や「深殖」に至る深耕の効率性や経営面積の増大といった観点は鉄器の普及を前提としているのである。

また「人肥必澤」「人耨必旱」は、屎尿・枯草を肥料として用いた場合の効用を説いている。上農篇の「當時の務」とする禁止事項のなかにも「麻を操さず、糞を出ださず」と見え、屎尿の肥料利用が行われていたものと解釈できよう。こうした肥料利用に着目した研究として天野元之助氏や米田賢次郎氏の研究があり(12)、西周以降既に火糞(焼草木灰)・草糞(埋草・刈草)・人獣糞等の施肥が見られ、特に人獣糞利用は『韓非子』『荀子』『孟子』等戦国期以降の著作に見られることから、『呂氏春秋』に於ける記載は施肥法として比較的先進的なものであったと考えられよう。また、先述した輪作の可能性という点や、連作や安定した輪作の定着を可能にする前提の一つとしても想定される。

【小結】

以上の様に、上農・任地両篇から見る事が出来る農業技術・規模上の特徴としては、華北に於ける一家族程度の戸口数による手労働農具利用・最低限毎年一作の連作可能（輪作可能性有り）、土壌質区別や施肥方法にも着目した集約的・効率的な土地利用農法に基付いた比較的小規模な経営を対象としていたと考える事が出来る。それでは、こうした経営が実際に先秦最後期から秦漢期に掛けての同時代に成立しえたのかどうか、次節以降で時代背景的状况を踏まえつつ検討を加えてゆく事としたい。

2. 畝制と農業生産力

(1) 畝制の変化

ここでは、前掲した呂覽に描かれた時期の畝制のありかたについて考えたい。

まず第一に地積・畝制の問題。次に見るように畝制については、古くは周制とされる一〇〇歩一畝制が広く採られていたが、春秋末期から戦国期にかけて列国で異なる畝制が行われるようになる。特に、趙・秦に於ける二四〇歩一畝制の採用以降、これが主流を為しやがて漢の武帝期に正式に採用されることとなったとされている。

『通典』卷一七四州郡に

「周制は歩百を畝と為し、畝百を一夫に給す。商鞅秦を佐けて思えらく、一夫力余ありて地利尽さず。是に於いて制を改め二百四十歩を畝と為し、百畝を一夫に給す。」

とあり、畝制の切り換えを商鞅変法に置き、また『塩鉄論』未通篇の大

夫の言に

「古えは田を制して百歩を畝と為し、民は井田に耕し什にして一を借る。義に公を先にして己を後となすは民臣の職なり。先帝、百姓愁い苦しみ衣食の足らざるを哀憐し、田を制して二百四十歩を一畝となし、率ね三十にして一を税す。」

と見え、これが武帝期正式採用の根拠となっている。

しかし一方で、秦の商鞅改革から武帝末年まで凡そ二百七十年、秦統一からみても百三十年を隔てて改めて二四〇歩一畝制が布かれているのは、実際には秦代から漢代武帝期に至るまでは天下に遍く二四〇歩一畝制が布かれていなかったことを物語るものではないだろうか。ここでは、以上の様な要件を念頭に置き、畝制変化の進行がどのように展開していたかについて考えたい。

銀雀山漢墓出土竹簡⁽¹³⁾『孫子』呉問篇に

「范・中行氏田を制するに八十歩を以て畹を為し、百六十歩を以て畛を為し、而して伍にして之に税す。」

「韓・魏田を制するに百歩を以て畹を為し、二百歩を以て畛と為し、而して伍にして之に税す。」

「趙氏は田を制するに百二十歩を以て畹を為し、二百四十歩を以て畛となし、公のこれに税すること無し。」

とあり、ここから春秋後期の晋国では有力諸卿の封地毎に異なった畝制が施行されていた事が指摘されている。そしてこの中でも趙制に見える二百四十歩一畝制が秦でも採用された事を示すのは四川省青川県郝家坪五〇号秦墓木牘・所謂「青川田律」⁽¹⁴⁾の以下の一文である。

「二年十一月己酉朔朔日、王、丞相の戊・内史の　・民の臂に命じ更修して田律を為らしむ。田広さ一步、袤八則を畛と為す。畝二畛にして一

百道あり、百畝を頃と為し一千道あり。道広は三步、封高は四尺、大いなるは其の高に稱う。埒高は尺、下厚さ二尺なり。」

この「二年」は秦武王二年(前 309)に比定され、所謂商鞅変法後五十年を経ているが、続く漢代でも張家山漢簡(15)の田律に

「田広さ一步、袤二百四十步、畛を為し、畝二畛にして一百道、百畝頃を為し、十頃にして一千道、道広二丈。」(246 簡)

と記載され、本律の年代は呂后二年(前 186)前後と見られる事から武帝以前から秦制二四〇步一畝制が継承されていた事を窺わせる。

その一方で他の畝歩数が行われていた事を窺わせる資料も存在している。銀雀山漢墓出土竹書の田法には

「歳収、中田小畝、畝ごとに二十斗、中歳なり。上田畝二十七斗、下田畝十三斗、大上と大下と相復し以て率を為す」

「一人にして田すること大畝二十、田すること十九畝なるは覇なり。四畝なるは存し、一人にして田すること九畝なるは亡す。」

等と記載され、ここでは大小畝制が混在して行われていた事、また大小(畝)・上下(田)での収穫数を「相復」つまり平均化して税率が定められていた点が窺える。先述した様に、ここからも所謂秦制による二四〇步一畝制がおそらく主流と謂うべき状況にあったと考えてよいものの、他の畝制によった地積も存在しており、これらの一本化が為されたのが武帝期に当ると見ることができようか。

それでは上記のような状況を踏まえて『呂氏春秋』上農以下諸篇が編まれた時期に於ける畝制を考えてみよう。まず本文中で畝制の手掛かりとなるのは、任地篇本文に見える作畝記事「是れ以て六尺の耜、以て畝を為す所なり。其の博や八寸、以て剛を為す所なり。」である。これは『司馬法』に

「六尺を歩と為し、歩百を畝と為し、畝百を夫と為し、夫三を屋と為し、屋三を井と為す」

と記載されているものに符合している。これが井田説の概念に拠った記述であることから、上農以下四篇が古農家の影響下に古制一〇〇歩一畝制を記しているものと注釈家によって考えられてきた。また秦から漢代前半に掛けて二四〇歩制に拠らない地積が存在していたのは上に見た通りである。そこで、ここではひとまず『呂氏春秋』では一〇〇歩一畝制を基準としていたものと考え、その妥当性は以下に述べる生産力・規模の算出で逐次検討してみる事としたい。

(2) 牛犁耕と鉄器について

武帝期に、税の減免を主対象として行われたとされる新畝制が有効に機能したか否かは、実際に新制二四〇歩一畝制による耕地面積の大幅増に対応した経営が成立しえたかどうか、各戸毎の可耕面積の問題にかかっていよう。

二四〇歩一畝制、即ち旧制の二・四倍に耕作地が切り換えられた場合に経営が可能かどうか。この回答として従来より挙げられているのは、一つには鉄犁牛耕の普及であり、もう一つは鉄製手労働農具の普及である。前者の代表的な論としては天野元之助氏の研究があり、一方後者では渡辺信一郎氏の研究が挙げられる(16)。

『呂氏春秋』にも孟春紀重己篇に「五尺の豎子をして其の(鼻輪)を引かしめれば、牛の之く所恣にして順なり」とあり、また『国語』晋語に「宗廟の犧(牛)は、畝の勤を為す」、他に『論語』雍也第六に「犁牛之子騂而角」とある事から牛の使役・農業利用や牛犁利用自体は春秋期には開始されていた事が明らかである。また出土史料の上でも、河南省輝

県固圀村戦国墓から V 字型の鉄口犁七件が発掘されており(『輝県発掘報告』中国科学院考古研究所 1965)。但し、これらはその形状から耕起土の用途に用いられたものと考えられているが、上記出土報告に於いても「形状的に V 字鋭角部分が狭く、また角度が浅いため起土作業に用いても『深耕』は不可能であろう」と評価されている。漢代にも引き続きこうした形状の牛犁が用いられた(河南省洛陽燒溝漢墓や河北省石家庄漢墓より出土)一方で改良も進み、正三角形に近い形状の「深耕」を可能にした鉄製牛犁(陝西省宝雞や長安県より出土)が出現するが、確認されている数量の点からも前者に代替しえたとは考えがたい。少なくとも前節で触れた『呂氏春秋』上農・任地篇にみるような農法に於いては、牛犁農法はその想定外にあるのではないか。

一方で鉄犁牛耕の普及についての論拠として挙げられるのは、何よりも『漢書』食貨志に見る代田法に於ける牛耕の記述であろう。

「(趙)過能く代田を為る。一晦三畝、歳ごとに処を代う。故に曰く代田と、古法なり。后稷畝田を始め、二耜を以て耦と為す。広さ尺、深さ尺を畝と曰う。長じて晦を終ゆ。一晦三畝、一夫三百畝。而して畝中に播種す。(中略)田器皆便巧有り。率ね十二夫を田となし一井一屋たり、故に晦五頃。耦犁・二牛にして三人を用い、一歳の収常に縵田の晦に一石以上を過ぐ。善なるは之に倍す。」

とあり、ここに見える縵田とは代田法以前の田であると考えられ、それらの収穫に対して一畝毎に一石を加算することが出来、場合によってはそれに倍する事が出来たとしている。

しかし従来の代田法の研究(17)に共通した特徴である、牛犁利用耕に適した長条畝の普及の想定については、必ずしも全面的にこれを支持することはできない。もとより牛犁利用にとって極めて効率的な作畝・阡陌

が計画的に導入されていたとする点そのものに、直接の異論は無い。しかし、本項後半以降に述べるように民間、わけても多数を占める個別小家族経営層にとって牛犁耕法は通常の場合導入可能であったとは言い難い状態にあった。そして何より上農以下四篇を通じて記載上認められる耕作方法は手労働農具に拠っている事を考えるなら、こうした作畝は牛犁利用前提を十分に消化しうる国家直営地・公田でのプランであって、仮に一般の地割としても推進的に導入が図られたものであったとしても（先に見てきたように、既存の秦漢田律に反した大小畝混在の地割が実際に漢代に存在していた事を想起して頂きたい）、それらが実態としての地割の大半を占めていたり、その全てに牛犁耕手段を具有した経営が為されていたかのような状態は到底考えがたい。したがって本稿では、こうした作畝状態については当時先進的なプランであった事が認められるという点のみ追認するに留める。

一方、鉄製手労働農具の普及についての資料としては、主に春秋期以降、鉄器遺物の出土例が広い分布で見られる点と、『国語』齊語に見える「美金は以て劍戟を鑄、諸を狗馬に試み、悪金は以て鉏・夷・斤・屬を鑄、諸を壤土に試みん(18)」

等の点が挙げられる。美金は銅、悪金は鉄であり、ここから鑄造技術では強度上脆弱であった鉄は農工具に加工されていた事を示し、これが春秋中期には鉄農具の使用が開始されていた事の有効な証拠とされる。

また秦漢の国家政策としてこの牛耕・鉄器の普及が図られていたと云う点から両者の論を裏付けるものとして睡虎地秦墓出土秦律(19)(以下秦律十八種と記す)・厩苑律や金布律に見える田牛・仮(借)鉄器規定がある。

「四月七月十月正月を以て田牛を膚す。歳卒われば正月を以て大いに之

を課し、最なれば田畜夫に壺酒束脯を賜い、早に一更を除き、牛長に日三旬を賜う。」(80・81簡 既苑律)

「鉄器を仮り、銷徹して勝えず、而して毀つ者は為に書を用し、受けて責めることなかれ。」(82簡 既苑律)

「百姓公器を仮り、及び責有りて未償なるは其の日足らば以て之を収責せよ。」(144簡 金布律)

しかし、これら鉄器や牛が民間の耕作に広く用いられたかについては疑いも多く、実際倉律等には「隸臣の田する者」(118簡)と見える事からも、これらは隸臣に用いられ県管理の公田に於いて利用されたと見るのが妥当であろう。また仮に、これらの貸借が一般農民を対象としたものとするならば、少なくとも秦代にはまだ、一般農民は政策的に貸借の必要が認められる程度にしか鉄器を保有しない、若しくは全く私有していない(貸与によって使用出来る)段階にあったと考えて差し支えないのではないか。

他にも鉄器農具や牛犁利用の中小経営への浸透に疑問を投げかけるに足る資料は存在している。広西省貴州羅泊湾出土の漢代前期の簡牘に、

「東陽田器志」と題される農耕具の目録があり(20)、ここには

「插一百二、括畝五十三、鋤一百一十六、畝四十八、鋤一百二十」と見え、これら東陽里で使用される鉄器農具が一元的に豪族である墓主の管理下に置かれていたこと、さらに牛犁がその所有農具に含まれていない事が吳榮曾氏の研究(21)から明らかになっている。また、鳳凰山九号墓出土竹簡(22)には家人男女四人のほか八人の「大婢」「大奴」らに田(耕)させた記述がその使用農具と共に記載されているが、「操鋤」も若干見受けられるが、大半は「操畝」と有り、ここからも奴婢八人、うち農耕専従の「耕大奴四人」の所有者ですら手労働農具による農業を主体として

いた事が明らかとなる。したがって鉄器の所有は各中小戸別農民には難しく、県郷の官や有力者がこれを保持していた事と、牛を利用した耕作は奴婢所有者レベルでも漢代前半には少なかったと考えざるを得ないのである。

また、牛耕によって耕地利用が大きく進展したとする代田法の説明に於いてすら、先述の記載に続けて

「民或いは牛の少なきを苦しみ、以て澤に趨くこと亡し。故に平都令光、過（趙過）に人を以て犁を輓くを教う。過は光を奏して以て丞と為し、民に教え相與に庸して犁を輓かしむ。率ね人の多きは田すること日に三十晦、少なきは十三晦。故を以て田多く墾闢す。」

とあり、ここで注意したいのは当時すでに「民或苦少牛」であったために平都令光が牛犁の人力利用を考案している点にある。それでも日に一三～三〇畝を耕作しているが、この点を米田賢次郎氏は「この犁は元来が牛耕犁であるから、人をもって代用した時は、三人や四人では充分とはいえず、恐らくは十人近くの人が力を合さなければ犁の効果を充分にあげた一人多くして一とはいえずであろう(23)」としており、また牛犁の戦国期以降の出土物を見ても、漢代以降は起土開溝に適す様に犁刃部分の大型化・広刃化が進んでいる事が認められる。こうした「二牛三人」に適した大型犁が人力で利用出来たとしても、それは一家五口程度を平均とする農民が活用出来る余地が実際にあったとは考えにくい。

また仮にこうした技術が導入にされていても果たして新制二百四十歩の百畝（一頃）が経営可能であったかどうかには疑問の余地が残る。睡虎地秦簡秦律十八種・田律にも

「雨澍を為し、粟秀ずるに及べば輒ち書を以て澍せる稼・秀ずる粟、及び墾田の暘にして稼母き者の頃数を言え。」(68簡 田律)

とあって、「墾田の暘にして稼母き者」は字の通り墾田のうち稼なきもの即ち休耕地を指すものであろう。また、ここで稼の頃数が報告されている事、そして恐らくそれが課税の基本数となるであろう事からも、行政側も各戸の耕地全てで耕作が為されているような状態を想定していた訳ではない事が明らかである。かくてここで、保有面積に対する耕作率、つまり一体何畝程度が戸別に耕作可能であったのかが問題となる。『九章算術』均輸篇には

「今耕を程する有り。一人一日發すること七畝、一人一日耕すこと三畝、一人一日種を耨すこと五畝。今一人に令して一日發して自り之に耕耨種せしむ。問う、治むる田は幾何ぞ。答えて曰く、一畝一百一十四歩七十分歩之六十六。」

と見えるほか、『淮南子』主術篇には

「夫れ民の生を為すや、一人耒を跣して耕すこと十畝に過ぎず。中田の穫・卒歳の収は畝に四石に過ぎず。妻子老弱、仰して之を食らう。」

と記されている。これらは共に二四〇歩一畝制下の記述であるが、前者によれば一日で墾草七畝、耕三畝、あるいは播種で五畝の農作業が可能であり、またこれら三種を一人でこなしても凡そ一畝半（三五四・九歩）の作業が可能であるとしている。一方、後者では日毎にどれだけの作業が可能であったかは不明であるが、ここに「中田之穫卒歳之収」と記載される点から、墾・耕・種といった農作業で一人の手労働が及ぼしうる範囲は年間で一〇畝を過ぎないとしている。そこで、ここでは算定基準として、前者の最低値である日耕三畝を採る。

一方、牛犁利用の耕作範囲が如何程であったかは時代が下るものの『齊民要術』卷頭雜篇に

「仮に一具牛の如し。総べて營し得る小畝三頃、齊地大畝に據りて一頃

三十五畝」

と見え、これは通年経営の場合であろうが、これと先に見た『漢書』食貨志の牛に代わって人が犁を引いた場合の一日最大三〇畝であることと合わせると、一具牛の耕作能力が一日三〇畝・年間二七五～三〇〇畝程度あった事が分かる。また経営畝数を一日での可耕畝数で割ると一〇日前後の日数になるのは、開墾・起耕と農耕の各過程が一〇日前後、つまり一過程で一〇日以内にこなすべきものであった事を示していよう(24)。また、牛耕の方が人耕より効率が良いと云う当然の前提(さもなくば養牛・牛犁コストが全く無駄であろう)からこの畝数を二牛に係る人数の三で割った数字、つまり一人一〇畝を人耕では上回らないはずなので、先に述べた人耕範囲は三畝以上一〇畝未満の範疇に補正出来る。結果として、耕土一過程・一〇日以内の可耕範囲は手労働耕作で一人日に三畝、一〇日で三〇畝となり、一〇〇歩制の畝で一人日に七畝、一〇日で七二畝となる。一方牛犁耕作では一具牛(二牛三人)で日に三〇畝、一〇日間に三〇〇畝が耕作出来る。これは旧一〇〇歩制では日に七二畝である。

この数字から考えると、個別単婚家族による夫婦耦耕で新畝を日ごとに六畝程度、農繁期一過程一〇日、つまり年間充分に手を入れられるのは六〇新畝(旧畝で一四四畝)、牛犁利用では凡そ五倍の三〇〇新畝を耕すに足ることになる。こうしてみると牛犁耕利用が所有地積を充分に活用するには欠かせない様に見えるが、先述の様に牛耕が一般民に普及したというには程遠い状況であったと考えるならば、保有地のうち一般にはせいぜい平均一〇〇畝中六〇畝を利用しているに過ぎず、残余は否応無く休閑地となっていたと考えてよいのではないか。

以上、本章では当時地積が一〇〇歩一畝制から二四〇歩一畝制に切り替わりつつあった事と、従来その切り替えによって普及・或いは切り替

えを促したとされる鉄器農具や牛犁農法の導入が実際には小規模経営にとって難しかった事等を明らかにした。次章では、こうした当時の状況下での小規模経営農民の具体的な生産力や規模の実態について検討を加えてゆく事にしたい。

(3) 小規模経営農民の生産力

『漢書』食貨志上の、魏の李悝による「地力を尽くすの教」に関する記述に

「一夫五口を挟し、田を治むこと百畝、歳収は畝に一石半、粟を為すこと百五十石。十一之税をもつて十五石を除す。余すこと百三十一石、食すこと人ごとに一石半、五人終歳粟九十石を為す。余四十五石あり。石ごとに三十を為して錢千三百五十、社閭嘗新春秋之祀、用錢三百、余すこと千五十。衣、人ごとに錢三百を用い、五人終歳に千五百を用う。足らざること四百五十。」(『漢書』卷二十四上・食貨志)

とある。これは記載されていない翌年分の播種用穀物の他、ちょうど税賦分だけ不足する赤字経営である。本記事に続いて上熟の歳には収入四倍、中熟で三倍とあり、こうした豊作年を交えれば経営は成立しえようが、一転して小飢では一〇〇石、中飢で七〇石、大飢で三〇石の収入しか得られないと記載が続いている。従って、こうした赤字経営(食貨志でも「不幸疾病死喪之費、及び上賦の斂、又未だ此れと與ならず」とする)が一般的な農民の姿として、また経営規模と収入について考える場合の基準値とされてきた。それでは、この数値の妥当性について前後の時代の数値との対比を通じて考えてみたい。

まず戸毎の口数について、『周礼』地官小司徒の「下地五人」、『孟子』

万章下に見る「下食五人」、『呂氏春秋』上農篇の「下田五人」、銀雀山竹書田法の「下家五口」、『管子』揆度篇の「上農挾五口」と一致する(25)。『管子』で「上農」とされる以外では悉く「下」を冠せられており、確かに上記のような赤字経営状態では「下」と謂うべき等級に属せしめらるべきものであろう。ところが、『漢書』地理志下や湖北省鳳凰山漢墓出土竹簡の『鄭里稟簿』や、尹灣集簿の戸口数字を平均化したものもまた五口前後に落ち着いているのである(26)。これらは一戸五口の戸別構成が一般的であった事を示すのと同時に、これら平均値層（国家の大多数を占める農民層の中でも特に数的に大であった層）もまた「下」と評せらるべき零細層であった事を示しているのではないだろうか。

また、『漢書』食貨志に見る各人の「食」としては一人年に一八石が見込まれている。睡虎地秦律十八種の倉律にも

「隸臣の田する者、二月を以て月に二石半石を稟し、九月尽きるに到りて其の半石を止めよ。」(118簡 倉律)

と耕作に従事する隸臣妾への食糧給付規定が見え、これを通年に直すと二八石であり、年間を通じて食用に足るにはやはり二〇石前後は必要であったと考えるべきであろう。

次に田広百畝の是非について。一戸当りの田広を百畝とした記述は、『周礼』地官大司徒、『司馬法』『孟子』尽心章上、『管子』輕重甲、『荀子』大略等多くの書に見え、多くの一致が却って「百畝」は井田説から来た概念的な数値に過ぎないのではないかと疑念が生じよう。実際これらが古制の反映に過ぎないとするのは胡適「井田辨」(『胡適文存』初集)以来広く行われている

そこで先に参照した『漢書』地理志から一戸当りの田畝面積を割り出すと、可墾地：一戸二百六十四畝

定墾田：五十七畝

となり一戸百畝には程遠い数値となる。出土簡牘の数値もここで参照すると、尹湾集簿では

提封田一戸当り：百九十二畝

となる。但し同じく「提封」の数値を挙げる地理志が「可墾」「定墾」を区別して表記している点から考えて、「居国邑園田」が可墾・実際に利用中の耕地と考えるなら一戸で七十九・五畝となり、百畝には及ばない。また、銀雀山竹書では戸当り五十九畝、鄭里稟簿では何と二十五畝となり、これらの数値も一戸百畝前後とは謂い難い結果が算出される(27)。こうした戸別の口数や収入については、それらの比較的明らかな資料から、本章末の表に畝数と生産力を算出し、その経緯を示したので参看されたい。

一家五口・耕作従事者二名程度の平均的小規模経営農民にとって、二四〇歩一畝制で百畝の保有地は一作では全てを耕作出来ず、その六割程度を活用するに留まっていた。しかし、年一作・畝毎二石の平均収入では格別肥沃な地域を除いて五口の必要最低限の支出を満たす事は出来なかった。

また注目すべき点として、単純計算（物価の変化を考慮に入れなかった場合）では、格別肥沃の地、或いは「素封家」たる利潤目的の大規模経営である貨殖伝のそれを除いて、『漢書』食貨志のような最低限の支出に耐える農業経営は豊作年を頼みとする以外には全く為しえない事になる。また、前章で述べたような牛犁農法がこうした層の農民に利用可能であったとは収入面と牛の価格（耕作牛が一頭二五〇〇銭と平年収入の半ば以上に当る事(28)、そして養牛飼料の費えなど）を考えれば到底考え難いのではないか。

それでは『呂氏春秋』に於ける上田で九人、下田でも五人を養うに足る百畝の田の経営、「農を上げ」「地に任ず」と説いた本質とはいかようなものであったのだろうか。

小結

本稿では、呂氏春秋成立前後の農業の状況について、先の主に畝制の変化と経営規模という側面から検討を加え、その結果として以下のような点が明らかになった。

一、畝制の一〇〇歩一畝制から二四〇歩一畝制への変化は長期間掛けて進行したものの、武帝時代以前から主流化していた。しかし、地域により畝制は混在していた事が「大畝」「小畝」記述に表れている。

二、畝歩数変化に伴う地積増加に対して、耕作能力を保障し得るとされて来た鉄器農具の増加や、牛犁農法の普及は公田等に見られたが、民間わけても多数を為す小規模農民にはこれらの私有や活用が甚だ難しい状態にあった。

三、上記に関連して、可耕経営はおおよそ五口百畝程度の平均的戸当りで六〇新畝、六割程度に限られた。

四、新畝一畝当り収穫量は畝二石程度に限られ、平均戸口数・保有地畝数の経営は赤字経営状態にあったとする『漢書』食貨志記載事例他の生産記事は肯定し得るものであった。

ここまで論じて来た様に、『呂氏春秋』士容論上農以下四篇に看る農業の概要としては、戸別平均的な保有畝数を手労働耕作の範囲でより集約的・効率的に利用した、いわば対象として中・小規模農民を高度に効率化させるための農業を説いたものであったことが明らかである。

ここから、呂氏春秋上農以下四篇は各戸毎に自ら耕して食す事を基調

とする点に於いて古農家の系譜を引きつつ、如何にして当時の実態を為す個別小規模な経営を効率的に自立させ立ち行かせるかを技術面から保障しようとしたものであった性格を有している事が明らかになる。

しかしながら、実際に個別小規模層の全てがこうした効率的・集約的農法を保有地に及ぼす事は、それが小規模であるがゆえの（可耕能力等の）束縛によって到底不可能であったのではないか。

今回モデルケースとして引いた『漢書』食貨志等に見られる平均的土地所有農民と、鄭里稟簿等に見られる更に細分された土地しか持たない農民の間にすらその差は歴然としている。ましてや、ふんだんに牛耕や保水灌漑を用いる国家による公田経営や、大規模土地所有者による営利的経営に対して抗いようはなかったであろう。また四篇の説く手労働での集約性・高能率化を以て保有地に及ぼしてゆく事が出来たのはせいぜい『漢書』食貨志に見える一〇〇畝以上の所有者・中規模以上の農民までであろう。

かくて四篇の意図したであろう小規模自耕農民の自立経営とは正反対の事態…大土地経営との更なる格差拡大や、経営の非自立、仮作庸作化等が惹起されてゆくことになったのである(29)。

ここに官府農学として、その既定性があくまでも農村外部のものでしなく、また古農家以来の自耕の原則に拠った上農以下四篇の限界と必然とがあったと考える事が出来る。

第2章注釈

- (1) 大島利一「汜勝之書について」(『東方学報』15-3、1946)、夏緯英『呂氏春秋上農以下四篇校釈』(中華書局 1957)、西嶋定生「代田法の新解釈」(『野村博士還暦記念論集 封建制と資本制』1956)、大島利一「呂氏春秋上農等四篇に見える農業技術について」(『史林』49-1、1966)、「ふたたび呂氏春秋上農篇に見える農業技術について」(『史林』51-5、1968)、「三たび呂氏春秋上農等四篇に見える農業技術について」(『史林』51-5、1968)、米田賢次郎『齊民要術と三年二毛作』(『東洋史研究』17-4、1959)、『呂氏春秋の農業技術に関する一考察-特に汜勝の書と関連して』(『東洋史研究』31-3、1972)、『中国古代麥作者・二年三毛作成立の再検討』(『鷹陵史学』8、1982)、
- (2) 渡邊信一郎「呂氏春秋上農篇蠡測-秦漢時代の社会編成」(京都府立大学学術報告人文 33、1981)
- (3) 胡適は「一つの意義を持った総合的な思想に基づいているとは到底認め難い」(『胡適文集』第三卷所載「読呂氏春秋」)と述べており、他に梁啓超『諸子考釈』や王先謙『漢書補註』でも同様の理由から、百科全書的な地位に位置づけている。
- (4) 石声漢『中国古代農書評介』(農業出版社 1980)及び注(1)に引く大島「汜勝之書について」参照。また郭文韜『中国農業科技發展史略』(中国科学技術出版社 1988)梁家勉『中国農業科学技術史稿』(農業出版社 1989)唐啓宇『中国農史稿』(農業出版社 1985)等は「百畝」保有、或は「一農」記述の登場は易田・農地の割換制度が終焉し、各戸毎の固定耕地の保有が行われた所作としている。また『漢書』地理志秦地「孝公用商鞅制轅田」孟康注「爰自在其田不復易居也」、「爰うることは自ら其の田に在り、復た居を易えざるなり」即ち土地の耕作・休閒割換はそれぞれの(保有す

る)田で行わせ、居住地を移す必要が無くなったとの記述から、固定耕地が確立されたものと解す。

(5)三種ともに畢沅校正『呂氏春秋新校正』乾隆五十三年本を底本とする。

(6)木村正雄「中国古代の専制主義とその基礎」(『歴史学研究』217、1957)、濱口重国「中国史上の古代社会問題に関する覚書」(山梨大学学芸学部研究報告書第4号、1970)、西嶋定生『中国経済史研究』(東京大学出版会1966)、天野元之助「中国畝制考」(東亜経済研究新三号、1958)参照

(7)末尾の「足」を「可」とする版本も存在するが、ここでは「足」となす。

(8)宮崎市定「東洋的古代」(『東洋学報』48-2・3、1965)参照

(9)注(1)所引の夏『呂氏春秋上農以下四篇校釈』および『管子』の記述と一致した部分では原宗子「『管子』における耨について」(『中国古代史研究』四、雄山閣1974)、「『管子』地員篇における土壌認識の一側面」(『中国古代史研究』五、雄山閣1956)参照

(10)西嶋定生「代田法の新解釈」(『野村博士還暦記念論集 封建制と資本制』1956)

(11)『呂氏春秋の農業技術に関する一考察-特に汜勝の書と関連して』(『東洋史研究』31-3、1972)、

(12)天野元之助『中国農業史研究』(お茶の水書房、1962)

(13)『文物』1985-4 所載・銀雀山漢墓竹簡整理小組「銀雀山竹書守法・守法等十三篇」参照

(14)「青川県出土秦更修田律木牘・四川青川県戦国墓発掘簡報」(『文物』1982 第一期)

(15)張家山二四七号漢墓整理小組『張家山漢墓竹簡』(文物出版社2001)参照

(16)天野元之助「中国在来農法考」(『山名正孝教授退職記念論文集』神戸商業大学 1972)、渡邊信一郎「阡陌制論」(『東洋史研究』43-3、1985)参照

(17)西嶋定生「代田法の新解釈」(『野村博士還暦記念論集 封建制と資本制』有斐閣 1956)、佐竹靖彦「商鞅田制考証」(史学雑誌 96-3、1987)、渡邊(16)所引論文参照。また、牛犁耕について李根蟠「試論呂氏春秋上農等四篇的時代性」(『農史研究』第八集 農業出版社 1989)では上農・任地篇に於けるそれを「牛耕の明確な証拠はない」点と「通時耕作の実現を目的としたもの」である点を指摘している。

(18)『管子』小匡篇にも「美金は以て戈劍矛戟を鑄、諸を狗馬に試みん。悪金は以て斤斧鉏夷鋸を鑄、諸を木土に試みん」とある。

(19)整理番号は『雲夢睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社 1990)による

(20)「羅泊湾一号墓発掘簡報」(『文物』1978 第九期)

(21)吳榮曾『先秦兩漢史研究』(中華書局 1995)所載「試論秦漢奴隸労働與農業生産的關係」参照

(22)『文物』1978 年第九期所載「羅泊湾一号墓発掘簡報」参照

(23)「江陵鳳凰山八号漢墓竹簡試釈」(『文物』1976 第六期)参照

(24)米田「趙過の代田法-特に犁の性格を中心として」(『史泉』27・28、1963)

(25)米田「華北乾地農法と一荘園像」(『鷹陵史学』3・4、1977)

(26)これらの戸口数平均値は以下の通り。『漢書』地理志下 4.87 人、『鄭里廩簿』4.58 人、尹湾漢墓集簿 5.25 人(春令成戸の平均は 3.97 人)

(27)鄭里廩簿の平均は 25.1 畝であるが、実際の各戸毎で 8 畝から 54 畝まで保有に大きく差が開いている。

(28)宮崎市定「史記貨殖列伝物価考証」(『京都大学文学部五十周年記念

論集』 1956)

(29)五井直弘「漢代の公田における仮作について」(『歴史学研究』 220号、1958)、多田狷介「後漢豪族の農業経営・仮作・庸作・奴隸労働」(『歴史学研究』 286、1964)参照

第3章. 『鹽鐵論』にみる農業政策論

はじめに

1. 鹽鐵會議への経緯
2. 『鹽鐵論』の農業観
3. 『鹽鐵論』の農業政策

小結「放利於末」

はじめに

『鹽鐵論』十卷六十篇は前漢昭帝始元六年(前81)に行われた、塩鉄専売を中心とした政府の経済政策に関わる討議の内容を、やや下った宣帝時代(前73から前49まで)に汝南の人・廬江太守丞の桓寛⁽¹⁾が編纂したものである。その討議の焦点が塩・鉄の専売政策の是非にあった事から書名を『鹽鐵論』としており、当時の経済問題と経済政策全般について様々な見地からの討議が尽くされている。その討議内容は政治・経済のみならず外交・国防の分野や民生全体にわたっており、加えて学術・思想・道徳的な問題や当時の制度・風俗・習慣といった社会情勢全般に言及され、これらの漢代における社会状況全般をよく物語る史料として取り扱われてきた。全体の構成は対話形式に基づく記録文学的な形式が採られており、登場者は丞相・御史大夫とその属官(史)各一名、これに本来六十余名を数えた賢良・文学が各一人とされ、合計六名による議論の推移を描いている。こうした点は

「鹽鐵の議を推衍し、条目を増宏し其の論難を極め数万言を著す。亦た以て治乱を極め、一家の法を為さんと欲す」(『漢書』車千秋伝賛)

と評されており、必ずしも実際の会議録がそのままに採録されたものではなく、編纂者である桓寛の潤筆や論点整理といった編纂が加えられ

たものと考えてよい。一方でそうした編纂部分を含みつつも、概ねその会議の基本的な推移に沿った内容を有するものとして考えてよい。

この様に、『鹽鐵論』は経済・社会状況を克明に記録し、かつ成立年代をほぼ特定出来る点もあって漢代の特に政治・経済・社会問題を取り扱う場合の重要な史料として用いられてきた⁽²⁾。

本稿ではこうした経緯を踏まえ、鹽鐵会議開催への経緯と『鹽鐵論』で示される「大夫」および「文學」の側、即ち当時の政府およびそれに招致された指導的層が持っていた農業観・農業政策観について考えたい。

1. 鹽鐵会議への経緯

本節では『鹽鐵論』成立までの経緯について、主に財政・経済政策上の背景と要求の面から考えてみたい。

漢はその建国以来、秦によって形成された法的・国家的な枠組みを継承・維持しつつ、当初は主に秦末から楚漢戦争期までに荒廃した民生の安定を志向した。但し依然として諸侯王国との緊張状態を抱えており、恵帝・呂後の後文帝の治世に至って賈誼や鼂錯の提言に基づく抑商・勸農を基調とした農本主義と儉約が実施され、田租は十五分の一から三十分の一へと切り下げられた。ついで景帝の際、呉楚七国の乱を経てようやく漢の統一的な中央集権が確立する。特に文帝―景帝時代の間、主に農業の振興を目的として出された詔を挙げると

『漢書』文帝紀・前元二年(前 178)正月丁亥詔

「夫れ農は天下の本なり。其れ籍田を開き、朕親しく率いて耕し、以て宗廟の粢盛に給せん。民の県官に謫作せるもの、及び種食を貸りて未だ入れず、入れるも未だ備わざる者は皆之を赦せ」

『漢書』文帝紀・前元二年(前 178)九月詔

「農は天下の大本なり。民の恃みて以て生くる所なり。而るに民或は本に務めず末を事とす。故に生遂げられず。朕其の然るを憂う。故に今、茲々親しく羣臣を率いて農して以て之を勧めん。其れ天下の民に今年の田租の半ばを賜う」

『漢書』文帝紀・前元十二年(前 168)三月詔

「民を道くの路は、本に務むるに在り。朕親しく天下の農を率いること今に十年、而るに野は辟かるるを加えず。歳に一たび登らざれば民に飢色あり、是れ従事するもの尚お寡く、而して吏の未だ加えざればなり。吾が詔書数々下り、歳ごとに民に種樹を勧むも、功未だ興らず。是れ吏の吾が詔を奉じて勤めず、而して民に勧めて明かならざるなり。且つ吾が農民甚だ苦しむも、吏の之を省みること莫し。將に何を以て焉に勧めんや。其れ農民に今年の租税の半ばを賜う」

『漢書』文帝紀・前元十三年(前 167)六月詔

「農は天下の本にして、務の焉より大なるは莫し。今身を廣めて事に従うも、租税の賦有り。是れ本末と謂うも、以て異なるなし。其れ勸農の道に於いて未だ備わざるなり。其れ田の租税を除かん。天下の孤・寡に布・帛・絮を賜うこと各々数有り」

『漢書』景帝紀・後元二年(前 142)四月詔

「獻を受けず、太官を減らし、繇・賦を省き、天下の農桑に務め、素より畜積有り、以て災害に備わしめんと欲す…今歳或は登らず民の食頗る

寡し。其の咎は安くに在りや。或は詐偽して吏と為り、吏は貨賂を以て市を為し、百姓より漁奪し、万民を侵牟す」

『漢書』景帝紀・後元三年(前 141)正月詔

「間歳、或は登らず。末を為さんと意ふ者衆く、農民は寡きなり。其れ郡国をして務めて農桑を勸めしめ、益々種樹して衣食する物を得るべし。吏の民を発し、若しくは庸を取りて黄金珠玉を采る者は臧に坐して盗と為せ」

以上の様なものが認められる⁽³⁾。

こうした文・景帝時代を経て、漢帝国を継承したのが武帝である。武帝はよく知られる様に対匈奴・西域、そして東越・南越・西南夷や朝鮮半島への遠征を実施し、こうした遠征による金銭・物資の支出は武帝まで数代の蓄積を払底させて余りあるものとなった。例えば第二回の対匈奴遠征(前 119)に伴う従軍者・帰服者・戦死者遺族に対する賜与・恩賞の費用だけで五十万金(五十億銭)が必要とされており、これはやや下った元帝時代の歳費余剰金が大司農四十億銭・水衡都尉二十五億銭・少府十八億銭、合計でも八十三億銭である事からみても巨大な支出である⁽⁴⁾。しかもこの賜与・恩賞には遠征そのもので費消した軍器糧秣は含まれていない事からも、前後十三回に及んだ対匈奴・西域に対するものを筆頭とした諸遠征の費用が明らかでないにせよ、その膨大な出費の一端を窺う事ができる。

かくて武帝即位時、

「今上即位の数歳に至るまで漢興りて七十余年の間、国家事無く水旱の

災に遇うに非ざれば、民は則ち人給し家足る。都鄙の廩庾皆な満ち而して府庫貨財を餘す。京師の錢巨萬を累ね、貫朽ちて校う可からず。太倉の粟、陳陳として相因り、充溢して外に露積し、腐敗して食う可からざるに至る」

と『史記』平準書が述べた状況はここに一転して「財賂衰耗して贍らず」・「数十百巨萬を費して府庫益虚し」（共に『史記』平準書）といった状態に至った。

こうした財政上の巨大な要求を満たすべく、武帝時代には経済面での新機軸・新税法が導入される事となった。かくて最初に採用されたのが、本稿で取り上げる『鹽鐵論』で後に議論される場所となった、塩と鉄の専売政策である(元狩四・前 119)⁽⁵⁾。同年中には更に一般に課せられた財産税である算貲に加え、商工業者には更に算緡が課せられ、同時にその課税時の財産申告についての密告が奨励(告緡令)されるに至った。またこれに並行して、基準貨幣としての五銖銭が導入されている。翌年には均輸法の実施によって物資の購入・輸送といった物流の直接掌握が図られ、更には均輸法(元鼎二・前 110)・平準法の導入(元封元年・前 110)によってそれらを物価・相場に基づいて売買する事までが開始された。やがて天漢三年(天漢三・前 98)には塩鉄に加えて酒の専売(榷酤)も導入される。これによって塩・鉄・酒といった生活必需物資は必ずその需要を官に仰ぎ、また官用の穀帛貨器諸物はことごとく均輸の官を経、物価の騰降による利益は直接国庫が収め、ようやくその充足に至ったのである。

然るに国庫の充足と反比例して、民間の被った経済的損失は甚大なものであった。民間の商工業従事者の多くには先に挙げた算貲・算緡に加え、「算車船」として馬車舟船への税も課され、同時にその申告が過小で

あれば告緡令によって財産一切を官に没入せしめられた。たとえそうした科がなかったとしても、塩・鉄の製造・流通や官用品の物流からは締め出され、また物価の上下に際しては平準官を通じた国家の売買に抗しえず、ここにその商利行為は完全に抑圧せしめられるに至った。そして、こうした逼迫は商工業者だけのものには留まらなかった。

既に文帝の頃、賈誼に

「今本に背いて末に趨り、食う者甚だ多し。是れ天下の大残なり。淫侈の俗日々以て長ず。是れ天下の大賊なり」

(『漢書』食貨志・賈誼上言)

「今民を驅りて之を農に帰し、皆本業に著き、則ち天下をして各のその力に食わしめ、末技遊食の民を転じて南畝に縁らしめれば、則ち民性を安んじて勸業す」

(賈誼『新書』卷三瑰璋)

の言があり、また鼂錯の提言中に

「今農夫五口の家、其の役に服する者二人を下らず。其の能く耕す者も百畝に過ぎず。百畝の収は百石に過ぎず…官府を治め、徭役を給す…急政暴賦、賦斂時ならず。朝に令して暮に具う當し。有者は半賈にして而して賣り、亡者は倍稱の息を取らる。是に於いて田宅を賣り、子孫を鬻ぎて、以て責を償う者あり」(『漢書』食貨志)

と、徭役や賦租の過重さによって、一般の農民が借財や田宅の売却に及んでいる姿が示されている。先に挙げた様に、文帝時代にはこうした献言を受けて勸農抑商や田租の大幅な減免が行われたとされているが、ここで注意せねばならないのは直接收穫物を納める田租それ自体は軽減されても、算賦(十五歳以上五十六歳迄の全男女から、年毎に一算百二十錢を徴集)・口賦(三歳以上十四歳の全男女から、年毎に二十錢を徴集。前

一一九年より、二十三銭に一律増額)・算貲(戸毎の財産評価額一万銭につき、年毎に一算百二十銭を徴集)といった税⁽⁶⁾は銭納であり、また成人男子が年毎課せられる三十日間の徭役は更賦として銭納する(三百銭)場合もあり、これらが減免せられたわけではない⁽⁷⁾。そしてこれらは前出の食貨志の言の如く「賦斂時ならず。朝に令して暮に具う當く」時ならぬ徴集を受ける場合もあった。こうした場合には、農民の多くが「半賈にして賣り」、あるいは「倍稱の息を取られ」、「田宅を賣る」事態にも直面しうるのである。先に示した武帝時代の遠征政策下にあつては、その財政策がより抑商的であるとは言っても、一般の農民にとってもその被害甚大なる点は変わらず、むしろその重圧はより過酷であるとも言えた。同時代に司馬遷が『史記』貨殖伝で

「田農は拙業なり」

「夫れ貧を用いて富を求むるに、農は工に如かず、工は商に如かず」

として、なおも農業の利潤が商工業に遠く及ばない点を指摘し、また董仲舒も「賦斂を薄うし、徭役を省き、以て民力を寛うすべし」(『漢書』食貨志)

と記しているのも、そうした一般の農民に課せられた税役の過重さを物語っている。

かくて

「仲舒死して後、功費愈よ甚だしくして天下虚耗し、人復た相食む。武帝、末年、征伐の事を悔い、迺ち丞相を封じて富民侯と為し、詔を下して曰く方今の務め、農を力むるに在り、と」(『漢書』食貨志)

と、漸くにしてその内政を省み、その政策を救恤・民生安定を企図したもののへと轉換しつつある内に、武帝は崩ずるところとなった。ここに歳僅か八歳にして昭帝が即位し、その遺詔によって大將軍・霍光、車騎

將軍・金日磾、左將軍・上官桀、丞相・田千秋、御史大夫・桑弘羊の輔弼による新帝の治世が開始された。そしてその即位後六年にして、

「惟れ始元六年、詔書あり。丞相・御史をして挙ぐる所の賢良・文學と語って民間の疾苦する所を問わしむ」（『鹽鐵論』本議・冒言）

として、前年(前 82)に三輔・太常から賢良二名ずつ、各郡国より文學一名ずつ計六十余人を集め、これらと有司とに従来の經濟政策の是非について論じさせたのが塩鉄會議である。

それでは次項より、塩鉄會議での有司(丞相・大夫と、それぞれの属官各一名)と賢良・文學によって示される經濟政策、特に農業に関わる政策観について考えてみたい。

2. 『鹽鐵論』の農業観

『鹽鐵論』の構成は、第一篇・本議から第四十一篇・鹽鐵取下までは會議の議論、第四十二篇以降五十三篇までが外交論、五十四篇から五十九篇までは内政に於ける議論、そして第六十篇は結語ともいふべき内容となっている。また、一―四十一篇間の論題は百五項目に上り、うち桑弘羊の発言七十八回、御史十一回、丞相史十三回、丞相車千秋が二回(二回とも諮問の発言)。桑弘羊の発言には『管子』引用が多く、また『管子』の漢初以降成立説を裏付けるかのように鉄器耕・塩鉄の専売やその流通の統制、ひいては富国強兵策に関わる語彙が多く出ている。一方で文学は七十九回(一―二十八篇)、賢良は二十六回(二十八篇―四十一篇)発言しており、その引用は『孟子』からの井田説部分など、農本主義的な傾向を示している。

ここでは主に本文における有司と、賢良・文學との討議内容から、両

者の農業政策観を整理したい。そして両者の政策全般に対する考え方は、本篇冒頭に端的に現れているといえる。

a「文學對えて曰く、竊かに聞くに人を治むる道は淫佚の原を防ぎ、道德の端を広め、末利を抑えて仁義を開き、示すに利を以てすることなかれ。然る後に教化を興すべく、風俗移すべきなり。今郡國に鹽鐵・酒榷・均輸有りて民と利を争う。敦厚の樸を散じ、貪鄙の化を成す。是を以て百姓本に就く者は寡く、末に趨る者は衆し。夫れ文繁ければ則ち質衰え、末盛んなれば則ち本虧く。末修まらば則ち民慤なり。民慤なれば則ち財用足り、民侈なれば則ち饑寒生ず。願わくは鹽鐵・酒榷・均輸を罷めよ。本を進め末を退け、広く農業を利する所以にして、便なり」(本議)

ここで文学は、政治理念として「淫佚の原(もと)を防ぎ、道德の端を広め、末利を抑えて仁義を開き」、民には「本」である農業に専念させるべき事を説いている。その際、「民と利を争い」、「敦厚の樸を散じ、貪鄙の化を成す」塩鉄・酒榷・均輸といった政策によって「本に就く者は寡く、末に趨る者は衆し」現状が生まれているとの分析⁽⁸⁾から、こうした政策の廃止を訴えている。

一方、これに対して大夫は

A「大夫曰く、匈奴は背叛の不臣にして、数ば寇暴を辺境に為す。之に備えれば則ち中國の士を勞し、備えざれば則ち侵盜止まず。先帝、辺人の久しく虜のために係獲せられ、患苦するを哀れむ。故に障塞を修め、烽燧を飭え、屯戍して以て之に備う。辺の用度足らず、故に鹽鐵を興し、

酒榷を設け、均輸を置き、貨を蓄し財を長じ、以て辺費を佐助す。今議者、之を罷めんと欲すは、内は府庫の藏を空うし、外は執備の用を乏しくす。塞に備え城に乗ずの士をして、辺に饑寒せしむ。將に何を以て之を贍さんか。之を罷むるは、便ならざるなり」(本議)

として、鹽鐵・酒榷・均輸政策の目的は「障塞を修め、烽燧を飭(ととの)え、屯戍して」匈奴の外寇に備えるため、不可欠の財政上の要求であるとしている。

この様に前者、賢良・文学の主張は「教化を興すべく」民生安定を政策の第一前提とし、後者・大夫に於けるそれは「執備の用」・国防政策とそれに充てるべく「貨を蓄し財を長じ、以て辺費を佐助す」事にあるとしている。以下、大夫・文學(賢良)の農業に関わる言を挙げてゆくと、

大夫

B「豊年、歳登れば則ち儲積して以て乏絶に備え、凶年悪歳には則ち幣物を行う。餘有るを流して不足を調うなり。…饑民は以て賑す。故に均輸の物、府庫の財、萬民に賈して専ら兵師の用に奉ず所以に非ず。亦た困乏を賑し、水旱の災に備うる所以なり」(力耕)

C「鹽鐵を総一して山川の利を通じ、萬物を殖す。是れを以て縣官の用饒足し、民は困乏せず、本末並びに利ありて、上下俱に足る。此れ籌計の致す所、獨り耕桑農業のみに非ざるなり。」⁽⁹⁾ (輕重)

D「古は田を制し百歩を畝と為し、民は井田して耕し、什にして一を籍す。義として公を先んじ己を後とするは、民臣の職なり。先帝、百姓の愁苦して衣食不足せるを哀憐し、田を制して二百四十歩を一畝となし、率ね

三十にして一を税す。墮民の田作を務めず、饑寒の己に及ぶ、固より其の理なり。其れ耕さずして播かんと欲し、種えずして穫らんと欲す。鹽鐵に又た何の過ちあらんや」(未通)

E「民齊しく南畝に出でず、口率を以て墾田を被らせて足らず、倉廩を空しうして貧乏に賑し、侵益日に甚し。是れを以て愈よ惰して利を縣官に仰ぐなり。斯れ君たる者を亦た病ましめ、反って身を以て民を勞い、民猶お恩に背き義を棄てて遠く流亡し、上公の事を避匿す。民相倣倣して田地日に蕪し、租賦入らず、縣官に抵扞す。」(未通)

F「古は井田を經し、廛里を制し、丈夫其の田疇を治め、女子其の麻枲を治む。曠地無く、遊人無し。故に商工に非ざれば利末に食すを得ず、良農に非ざれば收穫に食すを得ず、執政に非ざれば官爵に食すを得ず。今儒者は耒耜を釋てて驗あらざるの語を學び、曠日彌久して治に益無し。往來浮游して耕せずして食し、蠶せずして衣、巧に良民を偽り、以て農を奪い政を妨げ、此れ亦た當世の患う所なり。」(相刺)

G「災害疾疫有るに非ずして、獨り以て貧窮せるは、惰に非ざれば則ち奢なり。」

H「縣官の百姓に於けるや、慈父の子に於けるが若しなり。忠にして能く誨うる事勿らんや。之を愛して勞すこと勿らんや。故に春は親耕して以て農を勧め、賑貸して以て不足に贍し、溜水を通じ、輕繫を出し、民をして時に務めしむなり。恩を蒙り澤を被り、而も今に至って猶お以て貧困す、其れ與に道に適き難きこと是夫の若し」(授時)

I「今縣官農器を鑄て、民をして本に務めしめ、末に營ましめず、則ち饑寒の累無し。鹽・鐵何の害あつて罷めんか」⁽¹⁰⁾ (水旱)

J「功業に緒有り、勞を悪んで卒えずは、猶お耕者の倦休して困止するときなり。夫れ事輟む者は功無く、耕を怠る者は獲る無きなり。」(擊之)

以上は『鹽鐵論』本文中の記述順に従って記し、末尾()内に篇名を挙げた。ここで引用した部分をまとめると、A では鹽鉄専売政策は不可欠の財政的要求であり、C・Jは鹽鉄専売政策が産業全体や農業の利便にも適っていること、特にB・Cでは国富の蓄積は必ずしも農業にのみ依拠しているものではない事を、前者では災害時の振恤を可能にする、蓄積の基として述べている。続くDでは主に田租の軽減、Eでは振恤政策、Hでは勸農政策を挙げつつ、またFでは儒者批判を含みつつそれぞれ「墮民の田作を務めず、饑寒の己に及ぶ、固より其の理なり」、「民齊しく南畝に出でず…愈よ惰して利を縣官に仰ぐなり」、「恩を蒙り澤を被り、而も今に至って猶お以て貧困す」、「耕せずして食し、蠶せずして衣、巧に良民を偽り、以て農を奪い政を妨げ」としてGの「災害疾疫有るに非ずして、獨り以て貧窮せるは、惰に非ざれば則ち奢なり」、Jの「耕を怠る者は獲る無きなり」といったその持論を展開している。つまり有司においては既存の鹽鉄専売政策の上こそ、災害や有事に備えた富の蓄積が可能であり、また鉄官を通じて鉄器農具の普及が進み、同時に十分な民生安定を心掛けているのであるとしている。然る上で民が貧窮し、あるいは飢寒に直面するのならばそれは民の努力不足でしかない。これこそが有司における、民間に対する認識を最も抜本的に示した部分であろう。

こうした大夫の主張に対して文學は、

b「古は十一にして税し、澤梁は時を以て入りて禁無し。黎民は鹹な南畝に被りて其の務を失わず。故に三年耕して一年の蓄を餘し、九年耕して三年の蓄あり…草萊辟けず、田疇治まらざれば山海の財を擅し、百末の

利を通ずれども、猶瞻す能わず。是を以て古は力を尚び、本を務めて種樹繁く、躬耕し時に趣いて衣食足る。凶年を墨ぬと雖も人病えずなり。故に衣食は民の本、稼穡は民の務なり。二者修まらば、則ち國富みて民安んずなり。」(力耕)

c「山海は財用の寶なり。鐵器は農夫の死生なり。死生用うれば則ち仇讐滅ぶ。仇讐滅べば則ち田野闢け、田野闢けて五穀熟す。寶路開けば則ち百姓贍って民用給り、民用給れば則ち國富む…縣官籠して之を一とすれば、則ち鐵器其の宜を失い、農民其の便を失う。器用便ならざれば、則ち農民野に罷れ、草萊闢けず。草萊闢けざれば、則ち民困乏す。故に鹽冶の處、大傲皆な山川に依り、鐵炭に近し。其の勢威な遠くして作すこと劇し。郡中の卒・踐更の者は多く責を勘えず。庸代を縣官に取り、或は戸口を以て鐵を賦し、其の準を賤平とす。良家道次を以て僦運を發し、鹽鐵費を煩わす。邑或は戸を以てし、百姓之を病苦す」(禁耕)

d「僭奢の道著わる。利害の設、三業の起こるにより、貴人の家、塗に雲行せり。轂道を撃ち、公法を攘ち、私利を申し、山澤に跨がり、官市を擅にし、非特に巨海の魚鹽なるに非ざるなり…富を陶衛に累ね、輿服は王侯を僭して官室は制度に溢し、列宅を并兼して閭巷を隔絶し、閣道錯連して以て游觀に足り、池を鑿ち道を曲げ、以て騁驚せるに足る…是に以て耕者は耒を釋てて勤めず、百姓冰釋して懈怠せり。何なれば己れ之を為すも彼れ之を取り、僭侈相效して上升して息まず。此れ百姓滋よ偽りて本に歸ること罕なる所以なり。」(刺權)

e「無用の官、不急の作、淫侈の變を服し、功無くして縣官に衣食する者衆し。是れを以て上足らずして、下は困乏すなり。今其の本を減除せずして其の末を瞻さんと欲し、機利を設け田畜を造り、百姓と薦草を争い、商賈と市利を争う。主徳を明らかにして國家に相たるの所以に非ざるな

り。夫れ男耕・女績せるは天下の大業なり。故に古は地を分ちてこれに處り、田畝を制してこれを事とす。是れ以て業に不食の地無く、國に作乏しきの民無し。今縣官の多く苑囿・公田・池澤を張り、公家に鄣假の名有りて利は權家に歸す。三輔は山河迫近して地狹く、人衆し。四方並びて臻り、粟米薪菜を相い贍す能わず。公田轉假して桑榆菜果を殖えず、地力は盡きず。愚以為らく非なり。先帝の苑囿・池禦を開くや、賦して之を民に歸し、縣官は租税するのみ。假と税は名を殊にすれど、其の實や一なり。夫れ是の如くんば、匹夫の力南畝に盡き、匹婦の力麻枲に盡きん。田野辟け麻枲治まらば、則ち上下俱に衍なり、何の困乏やこれ有らんか」(園池)

f「什一にして籍すは、民の力なり。豐耗美惡、民と之を共にす。民勤むれば己獨り衍ならず、民衍なれば、己獨り勤めず。故に曰う、『什一は天下の中正なり』と。田三十と雖も、頃畝を以て税を出し、樂歲は粒米狼戾も寡く之を取り、凶年は饑饉して必ず足るを求む。之に加えて口賦・更繇之役を以てす、率ね一人の作、其の功を中分して農夫其の得る所を悉し、或は假貸して之を益す。是れを以て百姓の疾耕力作すれど、饑寒遂に己に及ぶなり。築城せる者は先ず其の基を厚くして、後に其の高きを求む。民を畜う者は先ず其の業を厚くして後、其の贍を求む。論語に曰う、『百姓足らば、君孰れか與に足らざらんや』と。」⁽¹¹⁾(未通)

g「周公の成王に相たるや、百姓饒樂して國に窮人無し。之に代わりて耕織するに非ざるなり。其の田疇を易め、其の税斂を薄くし、則ち民富む。」(授時)

h「古は春に耕を省き以て不足を補い、秋には斂を省きて以て不給を助く。民財に勤むれば則ち貢賦省かれ、民力に勤むれば則ち功築罕し。民を為して力を愛せしめ、須臾も奪わず。故に召伯甘棠の下に聽斷せるは、

農業の務を妨ぐ為なり。今時雨澍澤にして、種懸けて播くを得ず、秋稼野に零落して收むるを得ず。田疇赤地にして、停落して市を成し、春發して後、青幡を懸けて土牛を策す、殆んど明主の耕稼を勸むの意にして、春令の謂う所に非ざるなり」(授時)

i「貧民は或いは木耕手耨して、土糶淡食せり。鐵官賣器售れず、或いは頗る民に賦與す。卒徒作は呈に中らず、時に命じて之を助く。發徵限りなく、更繇以て均しく劇く、故に百姓之を疾苦す。古は千室の邑・百乗の家、陶・冶・工・商、四民の求は、以て相い更うに足る。故に農民畦畝を離れずして田器足り、工人斬伐せずして材木足り、陶・冶田を耕さずして粟米足り、百姓各の其の便を得、而も上に事無し。是れを以て王者本を務め末を作さず、炫耀を去り、雕琢を除き、民を湛むるに禮を以てし、民に示すに樸を以てす。是れ以て百姓の本を務めて末に營まざるなり。」(水旱)

j「異時、縣官輕賦を修め、公用饒にして、人富給す。其の後、胡・越を保ち四夷に通じ、費用不足す。是に於いて利害を興し、車舡に算し、訾を以て邊を助け、贖罪告緡して、人に與うるに患を以てす。甲士は軍旅に死し、中士は轉漕に罷る。之に仍るに科適を以てし、吏の徵發極れり。夫れ勞して之を息ませ、極って本に反るは、古の道なり。舜・禹興ると雖も、易う能わざるなり。」(擊之)

文學(賢良)は a と c では鹽鉄專売政策を停止して「本を進め末を退け、広く農業を利す」べきであり、また「鐵器は農夫の死生なり」としながらも「縣官籠して之を一とすれば、則ち鐵器其の宜を失い、農民其の便を失う」、或はその鉄器の「劇し」を以て「卒・踐更の者は多く責を勸えず」、結果として「百姓之を病苦す」ものと現状を分析する。続く d・e

・f もまた、現状の批判的な分析である。ここでは「僭奢の道著わる」として「是に以て耕者は耒を釋てて勤めず、百姓冰釋して懈怠せり。何なれば己れ之を為すも彼れ之を取り、僭侈相效して上升して息まず。此れ百姓滋よ偽りて本に歸ること罕なる所以なり」、或は県官が「機利を設け田畜を造り、百姓と薦草を争い、商賈と市利を争う」・「利は権家に歸す」・「田三十と雖も、頃畝を以て税を出し、樂歳は粒米狼戾も寡く之を取り、凶年は饑饉して必ず足るを求む。之に加えて口賦・更繇之役を以てす、率ね一人の作、其の功を中分して農夫其の得る所を悉し、或は假貸して之を益す。是れを以て百姓の疾耕力作すれど、饑寒遂に己に及ぶなり。」と現状分析し、i では特に鉄の専売に関しても批判的に「貧民は或いは木耕手耨して、土糲淡食せり。鐵官賣器售れず、或いは頗る民に賦與す。卒徒作は呈に中らず、時に命じて之を助く。發徵限りなく、更繇以て均しく劇く、故に百姓之を疾苦す」としている。そしてg では周公の事蹟や古制を挙げ「其の田疇を易め、其の税斂を薄くし、則ち民富む」「古は春に耕を省き以て不足を補い、秋には斂を省きて以て不給を助く」、j では「吏の徵發極れり。夫れ勞して之を息ませ、極って本に反るは、古の道なり」として、現状に於ける農民の負担軽減を図るべきであると述べる。この様に、文學(賢良)側の主張としては県官或は豪民による過度の収斂を農業の荒廢原因として挙げ、また鹽鉄専売政策のなかでも鉄器(=農具)のそれが農民の利便に適さない点を指摘し、主に賦・役といった諸般の負担を軽減する事で「本」である農業への回帰・従事を促すべきだとしている。

以上の様に、大夫・文學それぞれの農業観・現状分析を見てみると、共にその主張の背景には農業をして「本」とする観点では一致する(但し、大夫は經濟政策の主軸は必ずしも農業にのみ立脚しない)ものの、そ

の荒廢についての原因として文學が県官或は豪民の収斂や、鉄器專売政策が便宜に適さない事を挙げるのに対し、大夫は主に民の怠惰さや努力不足こそが、貧困の原因であるとする姿勢が強い。これは上記引用中からは省いたが、文學にも「民淫にして末を好み、侈靡にして本を務めず。田疇修まらず」（通有）との発言があって、大夫のこうした観点に通じる部分が皆無という訳ではないが、全体的に『鹽鐵論』中を通じたその主張である鹽鐵專売の廢止・収斂の輕減という点により比重を置いた、いわば現状批判的な立場が貫かれている。

3. 『鹽鐵論』の農業政策

前節の様に、大夫・文學は「農」を「本」、商業を「末業」と看做し、鹽鐵專売制度の維持・撤廢の如何以外に於いては寧ろ近しいものを示している。但しあくまでも民生安定上の措置を素朴な農本主義に置く文學・賢良に対して、政府側に於いては現実として富の集積形態が「必ずしも農業のみに依拠しない」点を強調し、同時にそうした産業を国家が直接掌握する事によって「鉄器」、農具の流通を容易にし、同時に鹽鐵を取り扱う商賈への抑商政策を同時に實現でき、更には国庫の用を満たすといった複数の効用をもたらしている点を強調する。それでは以上の様な農業観・現状分析に対して、大夫・文學がそれぞれ政策的にはどのような意見を持っていたのか。そこで今度は『鹽鐵論』本文中から、より具体的な農業政策を示すと思われる箇所をそれぞれ考えてみたい。

大夫

K「大夫曰く管子に云う⁽¹²⁾、國に沃野の饒あって而も民食に足らざるも

のは、器械備わらざればなり…是れを以て先帝、鐵官を建てて以て農用を贍し、均輸を開きて以て民の財に足す」(本議)

L「王者は天財を塞ぎ、關市を禁じ、准を執り時を守り、輕重を以て民を御す。豐年、歳登れば則ち儲積して以て乏絶に備え、兇年惡歳には則ち幣物を行う。餘有るを流して不足を調うなり。…饑民は以て賑す。故に均輸の物、府庫の財、萬民に賈して専ら兵師の用に奉ず所以に非ず。亦た困乏を賑し、水旱の災に備うる所以なり」(力耕)

M「是を以て縣官園池を開き、山海を総べ、利を致して以て貢賦を助け、溝渠を修め、諸農を立てて田収を廣め、苑囿を盛んにす。太僕・水衡・少府・大農は歳ごとに諸入・田収の利・池禦の假を課し、及び北辺に任を置き田官を任じて以て諸用を贍す。」(園池)

G「春は親耕して以て農を勸め、賑貸して以て不足に贍し、溜水を通じ、輕繫を出し、民をして時に務めしむなり。恩を蒙り澤を被り、而も今に至って猶お以て貧困す、其れ與に道に適き難きこと是夫の若し」(授時)

このように大夫はKでは『管子』を引き、「鐵官を建てて以て農用を贍し」として鹽鉄専売政策の正統性を挙げ、Lでは災害時の振恤機能の万全を挙げる。Mは園池の開放(公田の假貸)⁽¹³⁾や水利事業の拡充、そしてGは前節でも引用したが、勸農・振恤政策を現状として施している点を挙げている。

文學

k「王者は本を崇め末を退け、禮義を以て民の欲を防ぎ、菽・粟・貨・財を實す。市・商は無用の物を通ぜず、工は無用の器を作さず。故に商は

郁滞を通ず所以にして、工は器械を備う所以なり。國を治むるの本務に非ざる也」

l「國に沃野の饒有りて、而も民の食に於いて足らざるは、工・商盛んにして本業荒ればなり…高帝商賈を禁じ仕宦するを得ざらしむ。貪鄙の俗を遏め、而して至誠の風を醇くす所以なり。」(本議)

m「仁義を崇ぶに非ざれば以て民を化す無く、本農を力むに非ざれば、以て邦を富ます無きなり。」(輕重)

n「方今の務は、饑寒之患を除き、鹽・鐵を罷め、權利を退け、土地を分かち、本業に趣き、桑麻を養い、地力を盡くすに在るなり。功を寡くして用を節せば、則ち民自ら富む。是くの如くんば、則ち水旱憂う能わず、凶年も累す能わざるなり。」(水旱)

文學は k・l で抑商策を、m・n では「農を力む」教化、特に後者では『鹽鐵論』全体を通した主張である「鹽・鐵を罷め」るべき事を挙げているが、共に前節で挙げた農本主義的主張を繰り返すに留まっている。つまり、鹽鐵專売制度の撤廃と、農民の負担軽減による民生安定を述べながらも、そのための施策・方針というのは従来の勸農政策以上のものを見いだしてはいないのである。その意味で鹽鐵專売の是非という点を除いては、大夫も文學(賢良)もこと農業政策という点では大同小異と言って差し支えないのではないか。そしてこの鹽鐵會議以降も、大夫・文學が具体的に税役体制そのものには手を付けようとしなかったのと同様に、救貧や振恤、或は公田への労働力吸収といった一時的な対策が前漢末まで繰り返されてゆく事になった。

小結 「放利於末」

以上のように、『鹽鐵論』における農業観・農業政策というのは大夫・文學共に「本に務む」べからしめる、という点に於いて一致し、後者はこれに賦斂軽減の主張を加えるに留まっている。具体的な農村の荒廃状況、あるいは豪民による兼併の状況を具体的に挙げながらも、双方共にただ民生の安定を説くに留まっている点、畢竟のところ対策としての具体性のある方針や、抜本的な問題解決を図るだけの政策的見地に欠けていると謂わねばならない。

こうした双方の議論を所載した『鹽鐵論』だが、掉尾の篇である雑論は、「客曰く」とする一文、恐らくは桓譚自身のものであろう、心情的には文學・賢良の側に近いその論評によって成立している。

「余鹽鐵の義を覩て、公卿・文學・賢良の論を觀るに、意の指すは路を殊にし、各の出だす所有り、或いは仁義を上げ、或いは權利に務む。」

「公卿は武に任じて地を辟く可きを知って、而も徳を廣めて以て遠きに附す可きを知らず。權利の以て用を廣む可きを知って、而も稼穡の以て國を富ましむ可きを知らざるなり。」

「(桑大夫は) 然るに卿相の位を攝して、準繩を引いて道を以て下を化さず、利を末に放って、始古を師とせず。」

この最末尾に近い一文は桑弘羊を批判した言であるが、「利を末に放って」あるいは「權利に務む」事に汲々とした大夫・有司のみならず、「仁義を上」んだ文學の側をしても、共に政策を欠くと言って差し支えないのである。

第3章注釈

(1) 桓寛については下に引いた『漢書』車千秋伝の賛に「汝南の桓寛次公、公羊春秋を治め、挙げられて郎と為り廬江太守丞に至る。博通善く文を属す」と記されている。

(2) 『鹽鐵論』本体について、主要な研究として以下のものが挙げられる。桑田幸三「桑弘羊の専売論」（『経済論叢』83-5 京都大学経済学会 1959）、山田勝美「塩鉄論索引」（東洋大学中哲文研究室 1970）、佐藤武敏「塩鉄論-漢代の経済論争」（翻訳・東洋文庫 1970）、弓巾和順「『鹽鐵論』に見える人物評価と引用句をめぐって」（『山下龍二教授退官記念中國學論集』研文社、1990）、坂本頼之「『鹽鐵論』中の特に属官の発言について」（東洋大学大学院紀要 40、2003）、楊樹達「淮南子証聞 鹽鐵論要釈」（上海古籍 2006）、福井重雅「前漢の塩鉄会議とその主役たち」（『史滴』31、早稲田大学東洋史懇話会、2009）

また、特に鹽鉄専売政策について取り扱った研究として、以下のものがある。

内田銀蔵「塩鉄論に就きて」（『日本経済史の研究』同文館、1921）、吉田虎雄『両漢租税法の研究』（1942、大安、1966）、加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との区別並びに帝室財政一般」（『支那経済史考証』上、東洋文庫、1952）、佐藤武敏「中国古代の製塩業」（『中国古代工業史の研究』、吉川弘文館、1962）、影山剛「前漢朝の塩の専売制」（『史学雑誌』75-11・12、1966）および「均輸・平準と塩鉄専売」（『岩波講座世界歴史4』、岩波書店、1970）・「桑弘羊の均輸法試論」（『東洋史研究』40-4、1982）・『古代中国の商工業と専売制』（東大出版会、1984）、藤井宏「漢塩鉄専売の実態」一・二（『史学雑誌』79-2・3、1970）、山田勝芳「漢代財政制度に関する一考察」（『北海道教育大学紀要』第1部B・

23-1、1972)、伊藤徳男「漢代塩鉄専売制の実施について」(「東北学院大学論集 歴史学・地理学」10、1980)・「漢代財政制度変革の経済的要因について」(「集刊東洋学」31、1974)・「再び漢代の塩鉄専売制について—影山氏の新著を読んで」(「古代文化」38、1986)、柿沼陽平「戦国秦漢時代における塩鉄政策と国家的専制支配」(「史学雑誌」119-1、2010)、佐原康夫「漢代の貨幣経済と社会」(『漢代都市機構の研究』汲古書院、2002)

そして塩鉄専売と並んで『鹽鐵論』中で議論される均輸・平準法についての主な研究としては以下のものが挙げられよう。

吉田虎雄『両漢租税法の研究』(1942)、影山剛「均輸・平準と塩鉄専売」(『岩波講座世界史四 東アジア世界の形勢 I』岩波書店、1970)、同「桑弘羊の均輸法試論」(「東洋史研究」40-4、1982)・「桑弘羊の平準法試論」(『三上次男博士喜寿記念論文集』歴史篇、平凡社、1985)、山田勝芳「均輸平準と桑弘羊—中国古代における財政と商業」(「東洋史研究」40-3、1981)、渡邊信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」(「京都府立大学学術報告 人文」41、1989)、重近敬樹「均輸法をめぐる諸問題」(「日本秦漢史学会会報」6、2005)

(3) 西村元佑「漢代の勸農政策」(『中国経済史研究』東洋史研究会、1968)では、こうした振興策を述べた詔も含め、武帝期以前の勸農記事には具体的・積極的な政策を含むものを認められないとしている。

(4) 大司農の収入は『太平御覧』六二七治道部八賦斂に引く桓譚『新論』によれば四〇餘萬萬錢(四〇億錢)、対して少府は八三萬萬(八三億錢)とされ、『漢書』王嘉伝では大司農四〇萬萬(四〇億錢)、少府と水衡都尉の合計が四三萬萬(四三億錢)となっている。この数字は共に武帝以降の時期を指すものと看做されており、塩鉄専売の利益は少府から大司農へと所

管を移した(元狩四・前119年の鹽鉄専売開始時)以降であって、それ以前には鹽鉄の官製工場経営の利益は少府の収入となっていた筈である。つまり、「大司農は軍国の用に供し」(『漢書』百官志・顔師古注)「少府の財用は禁錢と名づけて天子の私養に給す」(同・應劭注)であって、前者を国家財政とするならば後者・帝室財政が遥かに規模の大きいものであった事が明白である。また、『史記』平準書に引く孔僅の言に

「山海は天地の藏なり、皆宜しく少府に属すべし。陛下私せず以て大農に属せしめ以て賦を佐く」として、武帝時代の鹽鉄専売施行にあわせ大司農へと移管した旨が記述されている。同じ経緯を『鹽鐵論』復古篇では「山海の利、廣澤の畜、天下の藏なり。皆宜しく少府に属すべし。陛下私せず以て大司農に属せしめ以て百姓に佐助せしむ」と説明しており、いずれにせよこのような少府掌管の財政規模が、大司農のそれに優越する状況については鹽鉄専売の利益が後者に移管されて以降も変わらなかった事を示している。

(5)注(1)に引く影山剛『古代中国の商工業と専売制』・第八章「塩鉄専売制施行の時期、その他専売制初期の諸事情」では塩鉄専売制度の施行時期を、元狩三年に御史大夫張湯の下で東郭咸陽・孔僅が開始した第一期、元鼎二年以降に大農令として孔僅が掌管した第二期、元封元年に均輸・平準とあわせて桑弘羊が塩鉄を掌管して以降の第三期と区切っている。

(6) 貢獻制度については山田勝芳「均輸平準と桑弘羊」(「東洋史研究」40-3、1981)、影山剛「桑弘羊の均輸法試論」(「東洋史研究」40-4、1982)、渡邊信一郎「漢代の財政運営と国家的物流」(「京都府立大学学術報告・人文」41、1989)、越智重明「均輸法をめぐって」(「古代文化」35-3、1983)等の研究が挙げられる。

(7) 平中荅次「漢代の田租と災害による其の減免」(『中国古代の田制と

税法』東洋史研究会、1967)

(8)注(1)に引く影山剛『古代中国の商工業と専売制』では、抑商政策の一端としての官営商業が、結果として農民に対する直接的収奪の範囲を拡大した傾向を認め、そうした転化に関する現状認識がこうした批判の根拠にあるとしている。

(9)増淵龍夫「先秦時代の山林藪沢と秦の公田」(『中国古代の社会と国家』岩波書店、1996)では、従来は邑制国家支配下に氏族共同体の占有下にあった山林藪沢が、専制君主によって排他的に専取される家産へと転じた経緯を挙げ、そのため鹽鉄専売以前の『史記』貨殖伝が挙げるような民間の製塩・製鉄業者もまた建前としては皇帝の家産の仮貸によって存立していたものと看做している。

(10)注(1)引く影山剛『古代中国の商工業と専売制』・第四章「中国古代の塩業の生産組織と経営形態」では、実際には公田のみならず塩・鉄の官に雇用・使役された労働力として、復古篇にいう「放流の人民を収む」から多くの流亡の没落小農民の存在を想定している。

(11)田租は景帝以降、三十分の一とされたがこれは定率租税ではなく定額租税である。本部分に「田は三十と雖も、しかも頃畝を以て税を出す…」としてその年次の豊凶実態に即さず、収穫平均値での算定が行われるようになっていた点がこの指摘から明らかになっている(注1に引く吉田虎雄『兩漢租税の研究』ほか指摘)。

(12)ここで引く『管子』の引用は原典になく、王利器注では『管子』國蓄篇の「國に十年の蓄え有りて、而も民の食に足らざるは是れ皆な其の技能を以て君の禄を望まばなり」を異同あるものの当該箇所と推定する。

(13)西嶋定生氏は「代田法の新解釈」(『野村博士還暦記念論文集 封建制と資本制』、1965)で漢代の公田の貸与は貧民の豪族による兼併・隷属

化を防ぐために、土地保有農民の没落防止策として意義が大きい点を明らかにした。一方で、それら公田が「公田轉假」（転仮、又貸し）という形態で、実際には「権家」を通じて小作料を徴集されたものと指摘している。また五井直弘氏は「漢代の公田における假作について」（『歴史学研究』220、1958）で漢代の公田假貸には様々な性格のものが認められ、武帝以降は貧民・流民による土地開発がその目的の一つであり、それらの没落防止のみならず国家権力の経済的基礎の強化の意義を有していたと主張している。一方で武帝時代以前の勸農が、勸農の告知や臨時的な救済策といった程度に終始したのに対して、公田への貧民吸収が実施されている。これ以前の公田が西村元佑「漢代の勸農政策」（『中国経済史研究』東洋史研究会、1968）によれば「今内史の稻田の租挈重くして郡と同じからず、其れ減ぜんことを議せよ」（『漢書』溝恤志）とあり、また『鹽鐵論』園池篇文學言の「先帝の苑囿池籩を開くや、之を民に賦歸すべく縣官は租税するのみ」とある点に注目して武帝時代を公田経営政策の転換点としている。即ち、公田は郡国の貧民・小規模経営層に対して貸与され、同時にこれらは帝室の直接所有地である公田・「苑囿池籩」に居ながらにして「縣官は租税するのみ」、つまり帝室に対する小作的立場ではなく一般の郡縣民として扱われたものであり（西村氏はこうした公的性格の強い土地に依存する住民と、私的土地所有にすべてを依存する人民とは一応区別すべきだと注意する）。また他に假作の例としては『漢書』食貨志・董仲舒の言に「或は豪民の田を耕して什伍を税せらる」とあり、他に『漢書』王莽伝には「漢氏は田租を減輕して三十にして一を税すも、常に更賦ありて罷癰もみな出す。而して豪民陵を侵し田を分ち假を劫し、厥の名は三十に一を税するも、實に什にして伍を税すなり」と描写されるように、公田は三十分の一税ながら、実際は豪民が什に伍

を税する(小作料)経営をしていた。ここから假を小作料と看做して豪族所有地を中心とした假作形態を想定(加藤繁氏「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一般」『支那經濟史考証』上卷所載・東洋文庫、1952)し、この場合の假は税と同じく租税の意と解釈しており、或は上・下戸的従属関係からの小作制とみる(宇都宮清吉「僮約研究」・『漢代社會經濟史研究』所載・弘文堂書房、1955)、または国家的土地所有を媒介とする自營農と位置づけ、これを西晋以降の占田・課田制以降均田制時代に先行する形態と位置づける(西村元佑、前出論文)といった意見の齟齬があるが、影山剛氏は假作の内容が、土地を傭作者の個々の経営に委ねるのではなくあくまでも大土地所有者の直接的経営の一端として傭耕した点を指摘し、より封建的な隷属性の強い傾向があった点を指摘している(『中国古代の商工業と専売制』東大出版会 1984)。そして西嶋定生氏は「古代國家の権力構造」・『中国古代国家と東アジア世界』(東大出版会 1983 所載)で假作制を普遍的な意味での小作制と捉え、これが公田で展開された理由を生産の不均衡・共同体的な枠組みの保存を目的として国家権力がその規制下に展開したものと考えている。つまり、これらの施策は個別経営農民の没落と大土地所有者の兼併に対する規制を意図したものであったとみなす。ほか、増淵龍夫「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」(『中国古代の社会と国家』岩波書店 1996)では戦国一秦にかけての國家に於ける經濟基盤の一つとしての假作は地代契約に基づく小作とはかけ離れた、非常に隷属性の高いものとしている。他に公田に関する研究として代表的なものは公田については重近啓樹「公田と假作をめぐる諸問題」(『秦漢税役体系の研究』汲古書院、1999)、山田勝芳「漢代の公田」(『集刊東洋学』25、1971)、越智重明「漢時代の公田」(『東方学会創立四十周年記念 東方学論集』1987)など。

結語

以上、本論文では小規模な農業経営が技術的前提として存立し得たか否か、その基本的前提となる技術的要件と、国家による農業政策観について取り上げ、再検討したものである。以下に本論各章それぞれの要点を挙げる。

第一章「中国古代の農事記-農繁期と作物の推移」では、秦漢統一期から後漢に至るまでに成立した農書、および各種の「月令」を農事記として取り上げ、加えて同時代資料として農事曆的記述を多く含む張家山漢簡・『二年律令』を取り上げて比較・考察を加えた。その結果、『呂氏春秋』十二紀をはじめとする各種の「月令」の記載記事は概ね合致し、特に麥の八月播種を勧めている事、および『汜勝之書』・『四民月令』でもこれは共通し、また『二年律令』の示す八月を画期とした農事スケジュールにおいてもこれは有効かつ有利な作物であった点である事が確認できた。これら諸農書・諸月令が小規模な経営を対象として指導的な立場から編まれたものであり、技術面及び同時代性において妥当かつ実用的なものであることを確認した。

第二章「『呂氏春秋』に看る農業経営規模について」では、前章でも取り上げた『呂氏春秋』上農篇・任地篇を取り上げて解釈を施し、その上で当時の畝制農業技術との比較からその妥当性を確認した。その上で前後および同時代の農業経営規模記事との比較により、当時平均的な手労働による小規模経営での可耕範囲・経営規模を新畝制 60 畝と算出し、また新畝一畝あたりの収穫量を 2 石と算出した。これらの数値から、『呂

『呂氏春秋』上農篇・任地篇における農業経営の有り様とは同時期中・小規模農民による効率的・集約的な経営を想定しており、これは前後同時代の実態に即しているものである事を明らかにした。

第三章「『鹽鐵論』にみる農業政策論」では表題の様に『鹽鐵論』を取り上げ、その中で展開される当時の施政者側の農業観・農業政策観、及び同書中に展開される農業に関する現状分析を大夫(有司)・文学(賢良)間の相違について比較・検討した。その結果、両者共に農本主義的な観念に立っている点、並び特に文学(賢良)については農村の荒廃や土地兼併に関する具体的現状分析を伴いながらも、一方では政策・施策面では共に負担軽減措置や振恤・救貧政策的な措置を想定するに留まっている事、そして大夫(有司)の側においては既存の政策を是として、農民を取り巻く諸問題をその努力不足に起因すると見なして勸農の併行以上の提案を行わないことが明らかになった。

以上の様な各章の結論を受け、全体の結論としては

一.秦漢統一期に前後して編纂された農書・農事記の記述は具体的かつ有効なものであった。

二.『呂氏春秋』上農篇等に記述された当時の手労働農業での経営可能範囲は旧畝制で 144 畝、新畝制で 60 畝、新畝制での当畝収は 2 石前後であった。これらの数字は『漢書』食貨志に記載される平均的な戸口数の経営状態に概ね合致しており、「一夫五口百畝」とされる中・小規模な農業経営が広く認知されていた。つまり、こうした農業経営規模が一般的

かつ広汎なものとなりつつあった。

三.但し、二で挙げたような規模の経営では赤字経営となる傾向が見受けられ、実態としては個々の経営自体の非自立性を示唆している。

四.その結果として貧富差の拡大、中小農民の没落や土地の兼併といった状況が立ち現れ『鹽鐵論』にも取り上げられるに至った。

五.『鹽鐵論』ではこれら農村の状況の分析として、大夫の側は主に農民の怠惰を挙げ、賢良は主に税賦の過大を原因として挙げるものの、結論としては農本主義的な勸農政策、或は救貧措置を述べるに留まっている。

以上の様な点が明らかになっている。そして特に二・四の点からは、序章で取り上げたような自営農民、あるいは「個体農民」、個別細分化された個々の戸や小規模な家族という経営の規模・形態がひろく普及していた事が、更には三・五が示す様にこれらが成立と同時に非自立的な傾向を内包していた点も示されている。つまり、本論二章の小結でも触れた様に、これら平均的な「戸」別の経営は『呂氏春秋』任地篇がいう「五耕五耨」の高度に集約的・効率的な農法を施さない限り、それらが小規模であるがゆえに存立は困難であったのではないか。そして二章上農篇の考察でも述べた様に、これら中小規模の経営内容が『孟子』以降あまりにも戸口数・保有面積が長期間に渡って変化が無い点(本論末の表 2 もあわせて参看されたい)から、個別・戸別を単位とした経営が成り立っていた事自体にも、これらの記録もまた「官府の農学」⁽¹⁾としての諸農書・農事記と同様に、農村外部からの既定であった事も窺い知れるので

はないだろうか。つまり、本論冒頭・序に引いたような「百畝の田」・「一夫五口」の経営形態は(少なくとも本論で主に取り扱った時期においては)、これらを単位とするべくして国家或は農村外部から規定され、既定のものとして取り扱われたものの、実際にはその単位での経営が独立するには常に困難が付きまとい、また一旦成立しえたとしても共同体(協業)や豪族(附庸)・行政(仮貸・振恤)といった依拠すべき前提を絶えず必要としたのではないか⁽²⁾。その意味では確かに、個別・戸別の小規模経営の成立は、これらを個別的に支配しようとする専制国家、もしくは地主的大土地所有の成立と軌を一にする必要があるのであり、相互依存の関係にあると看做してもよいのである⁽³⁾。

結語注釈

(1)2 章注(7)参照

(2) 序注(2)引く飯尾論文、同(7)引く多田・飯尾論文でも経済単位の個別化を前漢後期以降としており、また影山剛『古代中国の商工業と専売制』四章「中国古代の塩業の生産組織と経営形態」では塩・鉄官の雇庸労働力として「放流の人民」(『鹽鐵論』復古篇)が吸収された点と、その背景として共同体の固有規制力の喪失・解体と小農層の析出、そしてそれら小農層の没落・解体を挙げている。

(3) 自営農民、あるいは「個体農民」がそれ以前に存在した氏族制、或は大家族制下よりもより個別細分化された個々の戸、或はより小規模な家族を単位とした生産・消費が可能になって初めて形成され、これらの出現にあわせ、地主的な土地所有が形成されてゆく点は序及びその注(1)・(2)、また仮作については3章注(13)参照、他に重近啓樹「前漢の国家と地方政治—宣帝期を中心として—」(『駿大史学』44、1978) 県は本来その吏員構成上の問題もあって、各県の在地土豪の利害・制約を強く蒙っている点を指摘している。また武帝以降の郡・国を単位とする豪族層の結合が現れた点から、郡・国の権能へと重点が移った事を指摘する。紙屋正和「前漢時代の郡・国の守・相の支配権の強化について」(「東洋史研究」41、1982)では武帝時代における郡・国への行政権能の集中の開始を外征策等に由来する財政的要求から起こった事象として、それ以前の県・道に於ける在地有力者との協力的関係に基づく地方行政と一線を画してきた点を指摘している。

引用	出典	成立時期	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
			孟春	仲春	季春	孟夏	仲夏	季夏	孟秋	仲秋	季秋	孟冬	仲冬	季冬
f	『記勝之書』	前漢成帝期 (32BC-7BC)	「立春後、土塊散、上沒標、隨根可拔。此時二十日以降、和氣去即剛土、以時耕」	「陰凍畢況、可當美田・緩土及河渚小處」 「冬至後一百一十日、可種稻」 「種麻、豫潤和田。二月下旬三月上旬、傍雨種之」	「百始事木、孰耕緩土弱土。望杏花落、復耕」 「三月榆莢時雨、高地強土可種禾。」 「三月榆莢時有雨、高田可種大豆。」 「黍者暑也。種者必待暑。先夏至二十日、此時有雨、曬土可種黍」 「二月種麥」	「四月種秬稻」 「先夏至二十日、此時有雨、曬土可種黍」	「凡麥田、當以五月耕」 「苗既出、每一縱雨」 「麥至五月收、區一畝。得百石以上、十畝得千石以上」 「種大豆、夏至後二十日尚可種」 「種麻、黍凍解、耕治其土。春養生、布糞田、復耕、平摩之」	「種大豆、夏至後二十日。」 「凡麥田六月再耕。」	「凡麥田七月勿耕、謹靜平以待種時。」 「大豆至秋收、一畝中十六石」	「夏至後七十日、可種宿麥。」	「種禾、夏至後八十、九十日。」 「秋無雨而耕」 「小豆不保歲、難得。極旱時、注雨種畝五升」			「盛冬耕」
g	敦煌縣泉置『四時月令』	前漢平帝元始五年(5)	「報夜氏時口穡穀厥趨南畝。」 ・禁止伐木・母種助・母殺■蟲・母殺■母天蠶蟲・母糞・母卵・母聚大厥・母築城郭」	・母作大事以防農事 ・母口水澤口破池口 ・母焚山林	・侑利隄防・道遠溝澗 ・開通道路母有… ・母彈射蠶蟲及張羅	・經長增高母有壞隄 ・母起土功・母發大衆 ・母攻伐口口・跋獸母害五穀・母大田獵	・母口以染・母燒灰 ・門閭母口・閭市口 ・母用火南方	……(土功?)	・百官始收斂 ・完隄防謹糞 ・修宮室口垣牆 ・補城郭	・…築城郭建都邑 穿窬修園倉 ・收務審采多積聚 ・趨收五穀審積 ・乃勸口麥母或失時失時行口母疑	・命百官貴賤無不務入以會天地之藏 母或宜出 ・母采金石銀銅鐵	・命百官謹蠶 ・附城郭・謂附地薄也 ・母治溝渠決行水泉	・土事無作・慎毋發蠶 ・母發室屋・母起大衆口固而閉 ・塗閉廷門閭園園	・告有司口口旁穰 [出土牛]以送寒氣
h	『四民月令』	後漢章帝建寧年間(168-171)以前	「雨水中地氣上騰、土長實陳根可拔。急當強土・黑墟之田。」 「可種春麥・豆、尽一月止。可種瓜・蘆・薤・芥・葵・大小葱・蒜・蘇・牧宿子・雜糲・芋。可分種・芥・莢田疇。」	「陰凍畢況、可當美田・緩土及河渚小處。可種稻禾・大豆・直麻・胡麻。」 「可種粟・黍・大豆・麻・麥子。」	盛・可筭沙白・緩土之田。時雨降、可種秬稻及稻小麥。直麻、胡麻、別小葱。昏參夕、桑柘赤、可種大豆。謂之上時。榆莢落、種藍。」 「是月也、冬穀或盡、樞・麥未熟。」 「驟黍、買布。」 「三月三日、桃花盛、農人候時而種也」	「麥入農時雨降、可種黍・禾。謂之上時。」 「收蕪菁及芥・芋・蕪・冬葵・蕪・子。布穀鳴、收小麻。草始茂、可種麻。」 「種及大麥、莠小麥、可別小葱」	「夏至日、厥麥・蕪于祖禰。」 「時雨降、可種胡麻。先後日至各五日、可種禾及牡麻。先後各二日可種麥。」 「是月也、可別種及黍。尽夏至後二十日止、藁麥田、刈麥、麥既入、多作糲、以供入出之糲。淋雨得降、穀糲、藁皮、以備道路陷不通。」 「種大小豆・胡麻」	「六月初伏、蕪麥・瓜子祖禰。」 「是月也、趨耘鋤田。」 「種大豆、蠶繅、小麥、可收繅絲」	「六日、鎮治五穀農具。」 「是月也、種蕪菁及芥・牧宿・大小葱子・小蒜・胡蒜。別種蕪、蕪韭菁。刈蕪莖、苗麥田。刈拍突。」 「種大小豆、繅麥。收繅絲。」	「是月也、以祠桑社日、蕪黍・豚子祖禰、厥明祀家如蕪麥・魚。」 「凡種大小麥、得白露節、可種薄田。秋分種中田。後十日種美田。唯早晚無常。」 「種麥、蠶桑。」	「九月治場園、塗園倉、備審察。」	「遺納禾稼、母或在野。可收蕪菁、蕪瓜。」 「五穀既登、家儲蓄積。」 「是月也、可別大麥・蕪粟・大小豆・麻子、收結穰。」	「十一月冬至之日、蕪黍・羊。」 「乃以漸蠶黍・種・福・粟、諸供臘祀之具。」 「種秬稻・粟・大小豆・麻子。」 「冬至日、平糲五穀各一升小麥盛、堆垣北牆陰下。冬至後五十日、發取糲之、息最多者、歲所宜也。」	「十二月隔日、蕪糲・蕪…休農息役、惠必下淡。」 「遂合糲田器、養耕牛、選任田者、以俟農事之起。」
a/b	『呂氏春秋』作付				禾		麻與菽			麥				
a/b	『呂氏春秋』收穫					麥	蕪		穀(粟・稷)	禾・麻	稻			
f	『記勝之書』作付		稻・麻	秬稻(ウルチゴメ)・大豆・黍・旋麥	秬稻(モチゴメ)・黍	大豆・粟(麻)	大豆			宿麥	禾			
f	『記勝之書』收穫						麥		大小豆	宿麥				
h	『四民月令』作付		春麥・阜豆(ソラマメ)	種禾(早蒔粟)・大豆	秬稻(稷)・種禾・大豆・直麻(メアサ)	黍・禾・大豆・小豆	禾・黍・牡麻(大麻)	蕪菁	蕪菁	大麥・小麥				
h	『四民月令』收穫物					蕪菁(カブラ)					蕪菁・禾稼			
h	『四民月令』糲(買付)作物					(カワムギ)・大麥	・大麥・小麥	・小麥	麥	麥		粟・大小豆・麻子	秬稻・粟・大小豆・麻子	
h	『四民月令』糲(売出)作物			粟・黍・大豆・小豆 麻子・麥子	黍		大豆・小豆	大豆	大豆・小豆	宿麥				

ここでは『呂氏春秋』十二紀及び上農以下四篇、『四民月令』での作付け・収穫の時期を比定した。『記勝之書』はやや時期がずれているが、これは他の農事記が通常太陽の観測(=太陽暦)に基づいた二十四節季・七十二候に従っているのに対して「月」を単位としている事、詰まり陰暦に基づいている事に起因する。陰暦換算の場合閏年が入る事から農事暦では通常太陽の観測に従って記述している。『四民月令』で収穫期が明記されていない作物については、糲(買付け)のスケジュールがその安価な時期=収穫期である、とする楊連陞氏・渡部武氏・米田賢次郎氏の指摘から比定した。また、作物の和名については天野元之助氏の研究に従っている。

表 2. 先秦・秦漢時代の農業経営規模

	出典	地域名	戸口数	田畝広	宅地等畝	畝歩数	主作物・輪作記事	収入・収穫量	備考	記事成立推定時期	牛犁
1	詩経	中原				100 歩	五穀 (黍・禾・麻・豆・稷)		農耕 2~7 月(豳風)	西周~春秋後期	無
2	春秋公羊伝	魯国	5 口	100 畝	廬舎 2 畝半	100 歩	上田一歳一墾、中田二歳一墾、下田三歳一墾、五穀。		宣公十五年何休注・三年ごとに土を換え居を易え財均しく力平らかならしむ。	春秋末	無
3	管子	斉国	上農挾 5、中農挾 4、下農挾 3。(揆度篇)	100 畝 1 夫力。(山権数篇。「方一里、九夫之田也」乗馬篇)		100 歩	五穀、一農之事終歳耕 100 畝。(輕重甲篇)	高田 10 石間田 5 石庸田 3 石 (山権数篇)。不過 20 鍾 (128 石)、中 2 金。(輕重甲篇)	治国篇に河間の肥沃を「中年畝二石、一夫為粟二百石」とする。	春秋末~西漢初	無
4	国語	中原				100 歩	五穀			戦国前期	無
5	孟子 (万章・尽心篇)	中原	上農 9 口 中 7 口 下 5 口	100 畝	5 畝	100 歩?	五穀		八口之家、足以無飢矣。	戦国後期	無
6	莊子 雜篇讓王	魯国		50 畝 (城外田)	10 畝 (城内田)	100 歩	禾・麻	飢粥を給するに足る。	其至貧・顔回の家産	戦国後期	無
7	呂覽・先識覽	魏国		100 畝		100 歩	稻粱(粟)		鄴独 200 歩、是田悪也。西門豹故事。	戦国末	無
8	荀子・大略篇	中原		100 畝	5 畝	100 歩?	五穀、一歳而再穫之(富国)。			戦国末	無
9	商君書・境内篇	関中	5 人? +1 庶子	100 畝	9 畝 (賞益田 1 頃あたり)	100 歩・ 240 歩説共に有り。	五穀		五百畝一役、庶子一人。境内第十九、爵一級の加増記事。	戦国末	無
10	呂覽・上農篇	中原 関中?	上田 9 口 下田 5 口	100 畝		100 歩	禾・麦・麻・豆、麦収穫後麻豆、今茲美禾・来茲美麦		本篇参考のこと。	戦国末	無
11	周礼	中原	上地、家 7 人。中地、家 6 人。下地、家 5 人。(地官小司徒)	不易之地 100 畝、一易之地 200 畝、再易之地三百畝 (地官大司徒)	上地 50 畝・中地 100 畝・下地 200 畝 (地官遂人)	100 歩	五穀・麦・稻、100 畝不易、200 畝一易、300 畝再易(大司徒)。上地食者参之二、中地食者半、下地食者三之一 (夏官大司馬)		井田制記述。	戦国末~西漢	無
12	秦律 (青川・秦更修田律)	四川				240 歩	禾		藁抛出規定有り。官牛か。	秦	有?
13	張家山漢簡	湖北・				240 歩	禾		官藁規定・牛不殺規	西漢初	有?

	田律	南郡							定		
14	韓氏外伝	中原		家毎 100 畝	櫓舎 2 畝半	100 歩	五穀	公田 10 畝	井田制記述	西漢初	無
15	春秋繁露	中原	5 口	一家 100 畝		240 歩	五穀		爵国篇で述ぶ古制。	西漢前期	無
16	銀雀山竹書・田法	山東・臨沂	上家 7 口 中家 6 口 下家 5 口	59.4 畝 (平均値)	上家 4 畝・中家 3 畝・下家 2 畝	大畝・小畝混在	三年一易、非休耕(美惡之所在以為均之歲)	中田小畝畝 20 斗、上田畝 27 斗、下田畝 13 斗	「上家畜一豕一狗鶏一雄一雌」、牛所有無し。	西漢前期、内容は戦国後期説あり。	無
17	鄭里稟簿	湖北・南郡江陵県	4.58 人 (平均値)	25.125 畝 (平均値)		240 歩	田 1 畝当り 1 斗の播種貸与記載。睡虎地倉律の畝播量参照から、禾ないし麦か。	重近氏の推定(播種量×30)で粟 75 石、畝 3 石。	五口食用分 90~120 石未満、再生産種子借用の貧家層。	西漢前期	無
18	史記河渠書	関中				240 歩	本文「穀・苗」のみ。従来研究は麦粟想定。	畝一鍾(6.4 石)	鄭国渠記事。灌漑田。	西漢中期	有?
19	史記・貨殖伝	名国万家之城		1000 畝		240 歩	大麦・米・粟梁とも想定可。(宮崎市定・曾延傳ら指摘)	畝鍾(6.4 石)で 6400 石、収入逆算から 1800 斛(宮崎市定説では 3600 斛)	帯郭千畝・畝鍾之田。二十万銭の収入を農地で上げる場合の例。	西漢中期	有?
20	史記・河渠書	関中				240 歩	粟麦類	畝毎に分陰蒲坂 4 石・鄭国渠 6,4 石・臨晋は予定で 10 石を見込むが失敗。	武帝時代での開渠記事。	西漢中期	有?
21	代田法	三輔太常河東弘農		12 夫 500 畝につき 2 牛 3 人で耕作。		240 歩	黍稷	畝毎に一石以上を益す。	民或いは牛少きを苦しむ。	西漢中期	有
22	淮南子・主術訓	中原		1 人耒耕で不過 10 畝		240 歩		中田穫、卒歳収、不過畝 4 石。		西漢中期	無
23	汜勝之書	中原				240 歩	五穀・麦	上田 19 石・中田 13 石 薄田 10 石		西漢末	有?
24	九章算術・均輸	中原		令 1 人治田、日に 1 畝 114 歩		240 歩	禾稻			西漢末	無
25	尹湾木牘・集簿	徐州東海郡	5.25 口 (春令成戸 3.97 口)	提封田 192.3 畝居 国邑園田 79.5 畝	(春種樹) 2.47 畝	240 歩	長生種宿麦作付面積 17300 頃余。戸毎で 27.3 畝。	郡の入穀 506637.22 石、戸毎で 190 石。	別簡に官牛?での輸送事項記載有り。	西漢末	有?
26	漢書食貨志・尽地力教	魏	5 口	100 畝		240 歩	粟	畝 1.5 石、150 石(3000 石)。晁錯上言では 100 石。		東漢中期	無
27	漢書食貨志・晁錯表	中原?	5 人	100 畝		240 歩?	年一作(春耕し、夏耘じ、秋に穫して冬は蔵す。)	100 石に過ぎず。	能く耕す者も百畝に過ぎず。役に服す	西漢前期	無

							粟梁		者二人を下らず。		
28	漢書地理志	全土	4.87 人	可墾地 264 畝 定墾田 57.62 畝		240 歩	五穀・麦・稻、『周礼』九州記事に同じ。		武帝期に 240 歩制施行。	東漢中期	有
29	漢書食貨志 ・井田項	中原		上田 100 畝 中田 200 畝 下田 300 畝		100 歩	中田一易、下田再易。			東漢中期	無
30	居延漢簡	涼州 西海郡 居延		65 畝 (二処田)		240 歩	粟・米・麦売買記録有り。	取租 26 石、畝毎に 4 斗租税。大半税として収穫は 78 石、畝 1.2 石か。	303・7 簡及び 19・57 簡と 182・25 簡に見る、屯田地租税記述。牛記述簡多。	東漢中期	有?
31	昌言・損益篇	中原?				240 歩		畝収 3 石、田租畝毎に 3 斗公収しても経営は可能と述べる。	肥墾の率を通じて (肥瘠平均で)、一般的収穫力となす数値。	東漢末～魏	無
32	初学記	晋		50 畝 (課田)		240 歩		収租四斛・絹三疋・綿三疋	卷二十七宝器部絹第九に引く晋代故事。	西晋	無
33	司馬法	斉国		100 畝為夫		100 歩			井田制記述に概似。	南北朝?	無

表 3. 畝歩数と生産力表

	出典	戸口数	田畝広	畝歩数	①収穫量	①当畝収 (単純計算)	②当歩収 (単純計算)	③当畝収 (保有地6割耕作)	④想定 耕作率	⑤当畝収 (耕作率補正)	⑥当歩収 (耕作率補正)	備考
A	『漢書』食貨志 ・尽地力教	5口	100畝	240歩	150石	1.5石	0.015石	2.5石	60%	2.5石	0.0141石	中原地域・魏国。粟。
B	『漢書』食貨志 ・晁錯表	5人	100畝	240歩	100石	1石	0.01石	1.7石	60%	1.7石	0.00625石	年一作の記載(春耕夏耘 秋穫冬蔵)有。粟・梁
C	『管子』 輕重甲篇	上農5、 中農4、 下農3 (探度篇)	100畝	100歩	128石	1.28石	0.0128石	2.1石	60%	2.1石	0.021石	一農之事、終歳耕百畝。
D	『管子』 治国篇	上農5、 中農4、 下農3 (探度篇)	100畝	100歩	200石	2石	0.02石	1.7石	60%	3.3石	0.033石	河間の肥沃を「中年畝二 石、一夫為粟二百石」と表 現。
E	『淮南子』 主術篇	不記載	10畝	240歩	40石	4石	0.0166石	6.7石	100%	4石	0.0166石	一夫跲耒不過十畝、中田 穫・卒歳収、不過畝四石
F	『史記』 貨殖伝	不記載	1000畝	240歩	6400石	6.4石	0.0266石	11石	100%	6.4石	0.0266石	常郭千畝畝鍾之田。二十 万銭の収入を農業で得る 例。
G	銀雀山竹書 ・田法	上家7口 中家6口 下家5口	59.4畝 (平均値)	大小畝混在、 170歩で計算	118.8石	1.18石	0.0138石	1.18石 (年度耕作申告)	59.4% (100畝 保有中)	1.97石	0.0116石	中田小畝畝 20斗、上田 畝 27斗、下田畝 13斗。 家畜に牛無し。
H	『呂氏春秋』 上農篇	上田9人 下田5人	100畝	100歩	231石 (推定値)	2.31石	0.0231石	3.85石	100%	2.31石	0.0231石	中間値の7人扶養・納税 などをAから算出。2人勞 働推定。

- ①、一戸当りの畝広が明らかな資料のうち、生産量の記載も存在するものを取り上げ、畝収と総収入を纏めた。
- ②、歩数で換算し、成立が二四〇歩制後と見られるものを除き一〇〇歩一畝制、大小畝混在と見られるものは一七〇歩として歩当り収穫を計算。
- ③、『淮南子』・『史記』を除く事例は、二四〇歩制の保有全耕地を利用した生産量としては低い。ここから、これらの耕地面積は休耕地を含んだものと推定。所有地の六割で生産したものと先々の畝ごとの収入数値を計算し直す。
- ④、③では、赤字経営の『漢書』食貨志が、肥沃とされる河間の生産を上回る。そこで、まず『漢書』食貨志は所有地全てを利用した生産と考えるべきであろう。また、年度耕作利用地から算出された銀雀山田法を目安に各個耕作率を計算しなおす。
- ⑤、続いて畝当り収穫量を一〇〇歩制から二四〇歩制に単純に二・四倍せず、耕作地を六割と考えると表の⑤の様になり、畝当り収穫量は中熟年一作で二石という数値が妥当なものとなる。
- ⑥、上記⑤の数値を歩数で割った数値は表の⑥の様になる。歩每ではB・晁錯表が極端に低い域にある以外はそれぞれの原文に有る通りの肥瘦の差を浮かび上がらせている。